

原管発官 R1 第 195 号  
令和 2 年 2 月 27 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和 56 年 5 月 7 日付 56 資庁第 4427 号をもって認可を受け、昭和 56 年 8 月 20 日付 56 資庁第 10448 号、昭和 57 年 1 月 26 日付 56 資庁第 17611 号、昭和 57 年 10 月 2 日付 57 資庁第 11479 号、昭和 58 年 3 月 30 日付 58 資庁第 3371 号、昭和 58 年 8 月 29 日付 58 資庁第 11793 号、昭和 59 年 9 月 25 日付 59 資庁第 10915 号、昭和 59 年 11 月 2 日付 59 資庁第 12589 号、昭和 60 年 6 月 20 日付 60 資庁第 7424 号、昭和 60 年 7 月 2 日付 60 資庁第 8744 号、昭和 61 年 7 月 28 日付 61 資庁第 8658 号、昭和 61 年 9 月 11 日付 61 資庁第 11238 号、昭和 62 年 8 月 21 日付 62 資庁第 10524 号、昭和 63 年 2 月 4 日付 62 資庁第 16333 号、昭和 63 年 9 月 1 日付 63 資庁第 9453 号、平成元年 3 月 31 日付元資庁第 3496 号、平成元年 6 月 27 日付元資庁第 6829 号、平成 2 年 3 月 23 日付 2 資庁第 1878 号、平成 4 年 12 月 3 日付 4 資庁第 10625 号、平成 5 年 10 月 7 日付 5 資庁第 9765 号、平成 6 年 2 月 28 日付 6 資庁第 126 号、平成 6 年 10 月 7 日付 6 資庁第 10356 号、平成 7 年 2 月 23 日付 7 資庁第 1199 号、平成 7 年 9 月 7 日付 7 資庁第 8714 号、平成 8 年 6 月 14 日付 8 資庁第 6099 号、平成 8 年 6 月 25 日付 8 資庁第 7478 号、平成 8 年 10 月 11 日付 8 資庁第 9732 号、平成 9 年 1 月 31 日付平成 09・01・09 資第 10 号、平成 9 年 4 月 7 日付平成 09・03・13 資第 29 号、平成 9 年 9 月 30 日付平成 09・07・22 資第 15 号、平成 11 年

9月8日付平成11・07・23資第19号, 平成12年6月12日付平成12・05・19資第3号, 平成13年1月5日付平成12・08・03資第4号, 平成13年2月20日付平成13・02・15原第1号, 平成13年3月30日付平成13・03・23原第17号, 平成13年10月10日付平成13・09・11原第4号, 平成13年5月7日付平成14・04・01原第12号, 平成14年6月20日付平成14・06・05原第12号, 平成14年8月28日付平成14・07・12原第8号, 平成14年10月30日付平成14・10・18原第15号, 平成14年12月24日付平成14・11・15原第6号, 平成15年7月23日付平成15・06・30原第49号, 平成15年10月3日付平成15・09・01原第3号, 平成15年12月17日付平成15・11・17原第10号, 平成16年5月24日付平成15・12・24原第25号, 平成16年6月18日付平成16・05・28原第37号, 平成17年4月4日付平成17・03・16原第3号, 平成17年5月20日付平成17・04・20原第24号, 平成17年7月27日付平成17・07・12原第7号, 平成17年8月22日付平成17・08・08原第26号, 平成17年9月16日付平成17・09・01原第6号, 平成17年11月28日付平成17・11・09原第4号, 平成18年2月22日付平成18・01・27原第16号, 平成18年7月18日付平成18・06・30原第20号, 平成18年11月28日付平成18・11・13原第22号, 平成19年1月24日付平成18・12・22原第9号, 平成19年3月19日付平成19・03・05原第10号, 平成19年7月9日付平成19・06・22原第9号, 平成19年8月31日付平成19・07・31原第17号, 平成19年12月13日付平成19・09・28原第39号, 平成19年12月13日付平成19・11・30原第13号, 平成19年12月25日付平成19・12・14原第10号, 平成20年4月17日付平成20・04・03原第13号, 平成20年6月17日付平成20・05・29原第18号, 平成20年8月22日付平成20・07・11原第27号, 平成20年12月12日付平成20・10・31原第13号, 平成21年2月12日付平成21・01・28原第11号, 平成21年6月8日付平成21・05・22原第6号, 平成21年11月25日付平成21・10・30原第10号, 平成22年1月22日付平成21・12・16原第8号, 平成22年6月14日付平成22・05・26原第2号, 平成23年11月28日付平成23・04・28原第14号, 平成24年4月11日付平成24・03・15原第20号, 平成24年4月19日付平成24・01・13原第15号, 平成24年9月6日付20120810原第44号, 平成25年8月12日付原管B発第1308123号, 平成26年1月22日付原管B発第1401221号, 平成26年3月20日付原規規発第1403203号, 平成26年7月23日付原規規発第1407235号, 平成27年6月10日付原規規発第1506109号, 平成27年6月12日付原規規発第1506122号, 平成28年1月7日付原規規発第1601077号, 平成28年3月3日付原規規発第1603032号, 平成28年3月24日付原規規発第16032419号, 平成28年12月5日付原規規発第1612051号, 平成29年4月3日付原規規発第1704035号, 平成29年8月16日付原規規発第1708161号, 平成31年1月30日付原規規発第1901302号及び平成31年3月27日付原規規発第1903276号で変更認可を受けた福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を, 別添の福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する(ただし, 下線は含まない)。

## 2. 変更の理由

### (1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、及び同法を実施するため、令和2年1月23日付で実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部の改正が行われるとともに、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則が制定されたことから、保安規定の関連条文の変更及び新規条文の追加を行う。

### (2) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正（H28.11.2 施行）に伴う変更

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第81条及び第82条が改正され、運転開始後30年又は40年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第2項の規定による認可を受けて運転期間の延長を行う発電用原子炉に係る発電用原子炉施設に限り、経年劣化に関する技術的な評価を行い、認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき長期保守管理方針を策定することが定められたことから、保安規定第107条の2（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針）を変更する。

### (3) 電気事業法上の福島第二原子力発電所廃止に伴う変更

電気事業法上の福島第二原子力発電所廃止に伴い、福島第二原子力発電所が所管する電気工作物が、原子力発電工作物（原子力を原動力とする発電用の電気工作物）から自家用電気工作物になったことから、保安規定第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）を変更する。

## 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以上

別 添

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(中略)</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2</p> <p>(中略)</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び内部監査室長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「<u>NI-Z09-1 法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き</u>」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(安全文化の醸成)</u> <u>第2条の3</u> 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を最優先にするため、安全文化醸成の基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び内部監査室長は、安全文化を醸成するため、「<u>NI-Z09-1 法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き</u>」を定め、これに基づき次の事項を実施する。 <u>(1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための活動計画を年度毎に策定する。</u> <u>(2) 第3項の安全文化の醸成のための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</u> <u>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。</u></p> <p>3. <u>第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、安全文化の醸成のための活動を実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(中略)</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2</p> <p>(中略)</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び内部監査室長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「<u>法令等の遵守に係る活動基本マニュアル</u>」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第2章 品質保証</b></p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり <u>品質保証計画</u> を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質保証計画】</b></p> <p>1. 目的 本 <u>品質保証計画</u> は、福島第二原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、<u>「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」（以下「JEAC4111」という。）に基づく品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた</u>、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本 <u>品質保証計画</u> は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き <u>JEAC4111</u> の定義に従う。</p> <p><u>原子力施設情報公開ライブラリー</u>：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。<u>（以下「ニューシア」という。）</u></p> <p>BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第107条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本 <u>品質保証計画</u> に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの <u>有効性</u> を継続的に改善する。</p> <p><u>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性を基本として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて必要に応じて以下の事項を考慮する。</u></p> <p>a) <u>プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</u> b) <u>プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u> c) <u>検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u> d) <u>作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u> e) <u>運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 品質保証</b></p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり <u>品質マネジメントシステム計画</u> を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質マネジメントシステム計画】</b></p> <p>1. 目的 本 <u>品質マネジメントシステム計画</u> は、福島第二原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、<u>「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則及び同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に従って</u>、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、<u>安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保する</u>ことを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本 <u>品質マネジメントシステム計画</u> は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き <u>品質管理基準規則</u> の定義に従う。</p> <p><u>(1) 原子炉施設：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</u> <u>(2) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。</u> <u>(3) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第107条において同じ。）</u></p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本 <u>品質マネジメントシステム計画</u> に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの <u>実効性を維持するため</u>、継続的に改善する。</p> <p><u>(2) 組織は、品質マネジメントシステムの確立及び運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性を基本として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を適切に考慮する。</u></p> <p>a) <u>業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度</u> b) <u>業務・原子炉施設に係る原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響（リスク）の大きさ</u> c) <u>機器等の故障若しくは通常想定しない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</u></p> <p><u>(3) 組織は、グレード分けに基づき、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>(4) 組織は、原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を明確にし、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき各基本マニュアル等に明確にする（7.2.1参照）。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(2) 組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を「Z-21 原子力品質保証規程」に定める。</u></p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図1のとおりとする。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれも<u>が効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</u></p> <p>d) これらのプロセスの運用<u>及び監視を支援するため</u>に必要な資源及び情報を利用できる<u>ことを確実に</u>する。</p> <p>(中略)</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、<u>継続的改善を達成</u>するために必要な処置をとる。</p> <p>(中略)</p> <p>h) <u>社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>原子力安全の達成に影響を与える</u>プロセスを<u>アウトソース</u>することを決めた場合には、「7.4 調達」に従って<u>アウトソースした</u>プロセスの管理を確実にする。</p>	<p>(5) 組織は、<u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にする</u>とともに、<u>そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め</u>、次の事項を実施する。</p> <p>a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</u></p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係 <u>(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)</u>を図1のとおりとする。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれも<u>の実効性の確保</u>に必要な<u>パフォーマンスを示す指標</u>（以下「PI(Performance Indicator)」という。）、<u>並びに判断基準及び方法を明確にする。このPIには、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含める。</u></p> <p>d) これらのプロセスの運用<u>並びに監視及び測定</u>に必要な資源及び情報を利用できる<u>体制を確保</u>する。<u>これには、責任及び権限の明確化を含む。</u></p> <p>(中略)</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、<u>実効性を維持</u>するために必要な処置 <u>(プロセスの変更を含む。)</u>をとる。</p> <p>(中略)</p> <p>h) <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>i) <u>これらのプロセス及び品質マネジメントシステムを改善する。</u></p> <p>(6) <u>組織は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、健全な安全文化を育成及び維持する。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を及ぼす</u>プロセスを<u>外部委託</u>することを決めた場合には、「7.4 調達」に従って<u>当該</u>プロセスの管理を確実にする。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考																																				
		<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>																																				
<p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>	<p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>																																					
<p>4.2 文書化に関する要求事項</p>	<p>4.2 文書化に関する要求事項</p>																																					
<p>4.2.1 一般</p>	<p>4.2.1 一般</p>																																					
<p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p>	<p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。<u>これらの文書は、原子力安全に対する重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u>また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p>																																					
<p>a) <u>文書化した</u>、品質方針及び品質目標の表明          b) 原子力品質保証規程 (Z-21)          c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録</p>	<p>a) 品質方針及び品質目標          b) 原子力品質保証規程          c) <u>品質管理基準規則</u>が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル</td> <td>NI-12</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>AM-19</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td><u>不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル</u></td> <td>NI-11</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	NI-12	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19	内部監査室	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	<u>不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル</u>	NI-11	原子力安全・統括部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td><u>パフォーマンス向上基本マニュアル</u></td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	<u>パフォーマンス向上基本マニュアル</u>	原子力安全・統括部	
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所																																		
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	NI-12	原子力安全・統括部																																		
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19	内部監査室																																		
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	<u>不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル</u>	NI-11	原子力安全・統括部																																		
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所																																			
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	原子力安全・統括部																																			
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室																																			
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	<u>パフォーマンス向上基本マニュアル</u>	原子力安全・統括部																																			
<p>d) 組織内のプロセスの<u>効果的</u>な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した<u>記録を含む文書</u>          ①以下の文書</p>	<p>d) 組織内のプロセスの<u>実効的</u>な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した<u>手順書、指示書、図面等を含む文書及び記録</u>          ①以下の文書</p>																																					



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前						変 更 後						備 考
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書 番号	管理箇所	第3条以外の 関連条文	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文		原子力規制にお ける検査制度の 見直しに伴う変 更
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実 施基本マニュアル	<u>NI- 17</u>	原子力安全・統括 部	第10条	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実 施基本マニュアル	原子力安全・統括 部	第10条		
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニユア ル	<u>NM- 24</u>	原子力運営管理 部	第6条～第9条の3	<u>5.4.2</u>	<u>5.4.2</u>	<u>原子力リスク管理基本 マニュアル</u>	<u>原子力安全・統括 部</u>	<u>二</u>		
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー 実施基本マニュアル	<u>NI- 18</u>	原子力安全・統括 部	—	<u>5.4.2, 7.1</u>	<u>5.4.2, 7.1</u>	<u>変更管理基本マニユア ル</u>	<u>原子力安全・統括 部</u>	<u>二</u>		
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニ ュアル	<u>NH- 20</u>	原子力人財育成 センター	第118条～第120条	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニユア ル	原子力運営管理 部	第6条～第9条の3		
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニユア ル	<u>NM- 51</u>	原子力運営管理 部	第7条, 第11条の2, 第12 条～第78条, 第84条, <u>第 87条, 第94条, 第95条,</u> 第108条～第117条, 第 120条, 第121条	5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー 実施基本マニュアル	原子力安全・統括 部	—		
		燃料管理基本マニユア ル	<u>NM- 52</u>	原子力運営管理 部	第19条～第23条, 第25条 ～第27条, 第55条, 第56 条, 第69条, 第72条, 第 79条～第86条, <u>第103条,</u> <u>第104条,</u> 第120条	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニ ュアル	原子力人財育成 センター	第118条～第120条		
		放射性廃棄物管理基本 マニュアル	<u>NM- 54</u>	原子力運営管理 部	<u>第87条, 第88条, 第89条,</u> 第120条, 第121条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニユア ル	原子力運営管理 部	第7条, 第11条の2, 第12 条～第78条, 第84条, <u>第 88条, 第95条, 第96条,</u> 第108条～第117条, 第 120条, 第121条		
		放射線管理基本マニユ アル	<u>NM- 53</u>	原子力運営管理 部	第79条, 第86条, <u>第87条,</u> <u>第87条の2, 第89条, 第92 条～第105条,</u> 第118条～ 第121条					燃料管理基本マニユア ル	原子力運営管理 部	
<u>保守管理基本マニユア ル</u>	<u>NM- 55</u>	原子力運営管理 部	<u>第90条, 第102条,</u> 第107 条, <u>第107条の2,</u> 第120条	放射性廃棄物管理基本 マニュアル	原子力運営管理 部					第88条, <u>第89条, 第90条,</u> 第120条, 第121条		
<u>法令等の遵守及び安全 文化の醸成に係る活動 の手引き</u>	<u>NI- Z09- 1</u>	<u>原子力安全・統括 部</u>	<u>第2条の2, 第2条の3</u>	放射線管理基本マニユ アル	原子力運営管理 部					第79条, 第86条, <u>第88条,</u> <u>第88条の2, 第90条, 第93 条～第106条,</u> 第118条～ 第121条		
<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>法令等の遵守及び安全 文化の醸成に係る活動 の手引き</u>	<u>NI- Z09- 1</u>	<u>原子力安全・統括 部</u>	<u>第2条の2, 第2条の3</u>	<u>施設管理基本マニユア ル</u>	原子力運営管理 部	<u>第91条, 第103条,</u> 第107 条～ <u>第107条の6,</u> 第120 条				
<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>法令等の遵守に係る活 動基本マニュアル</u>				<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>法令等の遵守に係る活 動基本マニュアル</u>	<u>原子力安全・統括 部</u>	<u>第2条の2</u>		
<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>健全な安全文化の育成 及び維持に係る基本マ ニュアル</u>				<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>健全な安全文化の育成 及び維持に係る基本マ ニュアル</u>	<u>原子力安全・統括 部</u>	—		

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前						変更後						備考	
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	<u>NM-21</u>	原子力運営管理部	—	7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	原子力運営管理部	—	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更		
7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	<u>NE-16</u>	原子力設備管理部	二	7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	原子力設備管理部	<u>第107条の2</u>			
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	<u>NE-14</u>	原子力設備管理部	—	7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	原子力設備管理部	—			
		原子燃料調達基本マニュアル	<u>NC-15</u>	原子燃料サイクル部	—			原子燃料サイクル部	—				
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	<u>NM-13</u>	原子力運営管理部	第19条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条~第44条, 第47条, 第49条~第54条, 第57条, 第60条, 第63条, 第81条, 第84条, 第107条, <u>第107条の3</u> , 第120条	8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	原子力運営管理部	第19条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条~第44条, 第47条, 第49条~第54条, 第57条, 第60条, 第63条, <u>第79条</u> , 第81条, 第84条, <u>第86条</u> , <u>第88条</u> , <u>第104条</u> , <u>第105条</u> , 第107条, <u>第107条の4</u> , <u>第107条の5</u> , 第120条			
		運転管理基本マニュアル	<u>NM-51</u>	原子力運営管理部	第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条~第54条, 第58条, 第60条, 第61条, 第67条, 第84条, 第120条			運転管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条~第54条, 第58条, 第60条, 第61条, 第67条, 第84条, 第120条			
(中略)						(中略)							
4.2.2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルとして本品質保証計画を含む「 <u>Z-21</u> 原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。						4.2.2 品質マニュアル <u>(1)</u> 組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。 <u>(2)</u> 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。 <u>a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織</u> <u>b) 保安活動の計画, 実施, 評価及び改善</u> <u>c) 品質マネジメントシステムの適用範囲</u> <u>d) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報</u> <u>e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</u>							

## 福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「<u>NI-12</u> 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を「<u>NI-12</u> 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 発行前に、<u>適切かどうかの観点から文書</u>をレビューし、承認する。 b) 文書をレビューする。また、<u>必要に応じて更新し、再承認</u>する。</p> <p>c) 文書の変更の識別及び<u>現在有効な版</u>の識別を確実にする。 d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用<u>可能な</u>状態にあることを確実にする。 e) 文書は、読みやすかつ容易に<u>識別可能な状態であることを確実に</u>する。 f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、<u>適切な識別</u>をする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの<u>効果的運用の証拠を示すために作成する</u>記録の対象を明確にし、管理する。 <u>(2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「NI-12</u> 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。 <u>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能であるように</u>する。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその<u>有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</u></p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。 b) 品質方針を設定する。 c) 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p>	<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムに<u>必要な</u>文書を遵守するために、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。<u>これには次の事項を含める。</u>また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。 a) <u>組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止</u> b) <u>文書の組織外への流出等の防止</u> c) <u>4.2.1c)及び d)①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該審査の結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持</u> (2) <u>組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書を利用できるように、</u>次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。<u>これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。</u> a) 発行前に、<u>文書の妥当性</u>をレビューし、承認する。 b) 文書の<u>改訂の必要性について</u>レビューする。また、<u>改訂に当たってはその妥当性をレビューし、承認する。</u> c) <u>a)及び b)のレビューを行う際には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</u> d) 文書の変更の識別及び<u>最新の改訂状況</u>の識別を確実にする。 e) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用<u>しやすい</u>状態にあることを確実にする。 f) 文書は、読みやすかつ容易に<u>内容を把握することができるように</u>する。 g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、<u>その目的にかかわらず、これを識別し管理</u>する。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの<u>実効性を実証する</u>記録を明確にし、<u>原子力安全に対する重要度に応じて</u>管理する。 <u>(2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握できることができるとともに、識別可能かつ検索可能なように作成</u>する。 <u>(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</u></p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、<u>原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築及び実施させるとともに、並びにその実効性を維持し継続的に改善することに対してコミットしていることを次の事項によって実証する。</u></p> <p>a) 品質方針を設定する。 b) 品質目標が設定されることを確実にする。 c) <u>要員が、健全な安全文化を育成及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u> <u>g) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u> <u>h) 組織のすべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5.2 原子力安全の重視            社長は、<u>原子力安全を最優先に位置付け</u>、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする（7.2.1 及び 8.2.1 参照）。</p> <p>5.3 品質方針            社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) <u>東京電力の経営理念</u>に対して適切である。            b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>(中略)</p> <p>5.4 計画            5.4.1 品質目標            (1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) <u>a)</u> 参照）を設定することを確実にするために、「<u>NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル</u>」を定めさせる。</p> <p>(中略)</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画            社長は、<u>次の事項</u>を確実にする。  <u>a) 品質目標に加えて 4.1 に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u>  <u>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れるよう管理する。</u></p>	<p>5.2 原子力安全の重視            社長は、<u>組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれないようにする</u>（7.2.1 及び 8.2.1 参照）。</p> <p>5.3 品質方針            社長は、品質方針（<u>健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。</u>）について、次の事項を確実にする。  <u>なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものには、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していることを含める。</u></p> <p>a) <u>組織の目的及び状況</u>に対して適切である。            b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの<u>実効性の維持及び</u>継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>(中略)</p> <p>5.4 計画            5.4.1 品質目標            (1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) <u>b)</u> 参照）を設定することを確実にするために、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」を定めさせる。<u>また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。</u>  <u>a) 実施事項</u>  <u>b) 必要な資源</u>  <u>c) 責任者</u>  <u>d) 実施事項の完了時期</u>  <u>e) 結果の評価方法</u></p> <p>(中略)</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画  <u>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1 に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。</u>  <u>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理する。この場合、原子力安全に対する重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。また、この変更には、プロセス、組織等の変更（累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。）を含める。</u>  <u>a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u>  <u>b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持</u>  <u>c) 資源の利用可能性</u>  <u>d) 責任及び権限の割り当て</u>  <u>(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報を活用し品質マネジメントシステムの実効性を継続的に改善することを確実にする。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

## 福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、全社規程である「<u>Z-10 職制および職務権限規程</u>」を踏まえ、<u>保安活動を実施するための責任及び権限が</u>第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）及び第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「<u>Z-10 職制および職務権限規程</u>」に基づく保安活動への支援を確実にする。<u>なお、組織の要員は、自らの職務の範囲において、保安活動の内容について説明する責任を有する。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>（中略）</p> <p>(2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの<u>成果を含む実施状況</u>及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、<u>関係法令の遵守及び</u>原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の<u>成果を含む実施状況</u>及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、<u>関係法令の遵守及び</u>原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>5.5.3 <u>プロセス責任者</u></p> <p>社長は、<u>プロセス責任者</u>に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) <u>成果を含む実施状況</u>について評価する（5.4.1 及び 8.2.3 参照）。</p> <p>d) 安全文化を<u>醸成するための活動を促進</u>する。</p>	<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、全社規程である「<u>職制および職務権限規程</u>」を踏まえ、責任（<u>担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。</u>）及び権限を第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）及び第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定めさせる。<u>また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。</u>また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「<u>職制および職務権限規程</u>」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>（中略）</p> <p>(2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び、<u>その実効性を維持すること</u>を確実にする。</p> <p>b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの<u>パフォーマンス</u>及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 内部監査プロセスを通じて、<u>健全な安全文化を育成及び維持することにより</u>、組織全体にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) <u>内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、関係法令の遵守についての認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び、<u>その実効性を維持すること</u>を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の<u>パフォーマンス</u>及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) <u>健全な安全文化を育成及び維持することにより</u>、組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) <u>組織全体にわたって、関係法令の遵守についての認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>5.5.3 <u>管理者</u></p> <p>(1) 社長は、<u>第5条（保安に関する職務）に示す管理者</u>に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>実効性を維持する。</u></p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) <u>業務のパフォーマンス</u>について評価する（5.4.1 及び 8.2.3 参照）。</p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成及び維持する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮して、以下の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務のパフォーマンスを監視及び測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取り組みを積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子力安全に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、所掌する業務に関するセルフアセスメントをあらかじめ定められた間隔で実施する。このセルフアセスメントには、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含める。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5.5.4 内部コミュニケーション            社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、マネジメントレビューや原子力発電保安委員会等を通じて、品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー            5.6.1 一般            (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ<u>有効であることを確実に</u>するために、「<u>NI-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル</u>」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット            マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含む。            a) 監査の結果            b) 原子力安全の達成に関する<u>外部の受け止め方</u>            c) プロセスの<u>成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果</u>            d) <u>予防処置及び是正処置の状況</u>            e) <u>安全文化を醸成するための活動の実施状況</u>            f) <u>関係法令の遵守状況</u>            g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ            h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更            i) 改善のための提案</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット            (1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。            a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの<u>有効性の改善</u>            b) 業務の計画及び実施に<u>かかわる改善</u>            c) <u>資源の必要性</u></p> <p>6. 資源の運用管理            6.1 資源の提供            組織は、人的資源、<u>原子炉施設</u>、作業環境を含め、原子力安全に必要な資源を提供する。</p>	<p>5.5.4 内部コミュニケーション            社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、マネジメントレビューや原子力発電保安委員会等を通じて、品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー            5.6.1 一般            (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ<u>実効性が維持されていることを評価</u>するために、「<u>マネジメントレビュー実施基本マニュアル</u>」に基づき、<u>年1回以上</u>品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット            マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。            a) <u>内部</u>監査の結果            b) 原子力安全の達成に関する<u>外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</u>            c) プロセスの<u>監視及び測定で得られた結果を含むプロセスのパフォーマンス</u>            d) <u>検査及び試験の結果</u>            e) <u>品質目標の達成状況</u>            f) <u>健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取り組みの状況に係る評価の結果並びにセルフアセスメントによる安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る評価の結果を含む。）</u>            g) 関係法令の遵守状況            h) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u>            i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ            j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更            k) 改善のための提案            l) <u>資源の妥当性</u>            m) <u>保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</u></p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット            (1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。            a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの<u>実効性の維持に必要な改善</u>            b) 業務の計画及び実施に係る改善            c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u>            d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</u>            e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p>6. 資源の運用管理            6.1 資源の提供            組織は、人的資源、<u>インフラストラクチャ</u>、作業環境及び<u>その他必要な資源</u>を含め、原子力安全を<u>確実なものにするために必要な資源を明確にし、確保し、</u>提供する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般  <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する。</u></p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識                  組織は、次の事項を「<u>NH-20</u> 教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>b) <u>該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</u></p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の<u>有効性</u>を評価する。</p> <p>d) <u>組織の</u>要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 教育、<u>訓練、技能及び経験</u>について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>6.3 <u>原子炉施設及びインフラストラクチャー</u>                  組織は、原子力安全の達成のために必要な<u>原子炉施設を「NM-55 保守管理基本マニュアル」に基づき明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を維持するためのインフラストラクチャー</u>を関連するマニュアル等にて明確にし、維持する。</p> <p>6.4 作業環境                  組織は、<u>放射線に関する作業環境を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する作業環境を含め、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。</u></p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスを<u>計画</u>し、運転管理（緊急時の措置含む）、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、<u>保守管理、関係法令の遵守及び安全文化醸成活動</u>の各基本マニュアル等に定める。また、各基本マニュアル等に基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる（4.1参照）。</p> <p>(3) 組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>d) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4 参照）</p> <p>(中略)</p>	<p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般  <u>組織は、原子力安全の達成のために必要な要員を明確にし、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含める。</u></p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識                  組織は、<u>要員の力量を確保するために、原子力安全に対する重要度に応じて、</u>次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>b) <u>要員の力量を確保するために、教育・訓練を行うか、又は他の処置（必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。）をとる。</u></p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の<u>実効性</u>を評価する。</p> <p>d) 要員が、<u>原子力安全に対する</u>自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成<u>及び品質マネジメントシステムの実効性の維持</u>に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e) <u>力量及び教育・訓練、又は他の措置</u>について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>6.3 <u>インフラストラクチャー</u>                  組織は、原子力安全の達成のために必要な<u>インフラストラクチャー</u>を関連するマニュアル等にて明確にし、<u>提供し、維持する。</u></p> <p>6.4 作業環境                  組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。<u>この作業環境は、作業場所の放射線量を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。</u></p> <p>7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの<u>計画</u>を<u>策定</u>し、運転管理（緊急時の措置含む。）、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、<u>施設管理、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持</u>の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。<u>この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定しない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こりえる影響（4.1(2) c) 参照）を考慮する。</u></p> <p>(2) 業務の計画（<u>計画を変更する場合を含む。</u>）は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる（4.1(5)g) 参照）。</p> <p>(3) 組織は、<u>プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む業務の計画及び変更</u>に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定及び変更により起こり得る結果（5.4.2(2)a) と同じ。）</u></p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4参照）</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を「業務の計画」(7.1参照)において明確にする。 <u>a)</u> 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項 <u>b)</u> 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項 c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー (1) 組織は、「<u>NI-12</u> 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。 (5) 業務・<u>原子炉施設</u>に対する要求事項が変更された場合には、<u>組織は</u>、関連する文書を<u>修正</u>する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るため<u>の効果的な方法</u>を「<u>NM-21</u> 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発 組織は、原子炉施設を対象として、「<u>NE-16</u> 設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。 <u>a)</u> 設計・開発の段階 <u>b)</u> 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認 <u>c)</u> 設計・開発に関する責任 (<u>保安活動の内容について説明する</u> 責任を含む。) 及び権限</p> <p>(3) 組織は、<u>効果的</u>なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。 (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に<u>更新</u>する。</p>	<p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を「業務の計画」(7.1参照)において明確にする。 <u>a)</u> 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項 <u>b)</u> 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項 c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー (1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 業務に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。 (5) 業務に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を<u>改訂</u>する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して<u>組織の外部の者</u>とのコミュニケーションを図るため、<u>以下の事項を含む実効性のある方法</u>を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。 <u>a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法</u> <u>b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u> <u>c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法</u> <u>d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>7.3 設計・開発 組織は、原子炉施設を対象として、「設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。<u>この設計・開発は、設備、施設、計算機ソフトウェアの開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象とする。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動(4.1(2)c)参照)を含める。</u></p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。 <u>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u> <u>b) 設計・開発の段階</u> <u>c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制</u> <u>d) 設計・開発に関する責任(説明責任を含む。)</u> 及び権限 <u>e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) 組織は、<u>実効的</u>なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。 (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に<u>変更</u>する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p><u>b) 適用される法令・規制要求事項</u></p> <p><u>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリース前に、承認<u>を受ける</u>。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。</p> <p>(中略)</p> <p>b) 調達、業務の実施 <u>(原子炉施設の使用を含む。)</u> に対して適切な情報を提供する。</p> <p>(中略)</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(中略)</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(中略)</p>	<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p><u>b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p><u>c) 適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリース前に、承認<u>する</u>。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。</p> <p>(中略)</p> <p>b) 調達、業務の実施 <u>及び原子炉施設の使用</u> に対して適切な情報を提供する。</p> <p>(中略)</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照) <u>リリースの前に</u>検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</p> <p>(中略)</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。<u>また、原子炉施設の設置後でなければ妥当性確認を実施することができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に実施する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素 <u>(材料又は部品)</u> 及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7.4 調達 組織は、「<u>NE-14</u> 調達管理基本マニュアル」及び「<u>NC-15</u> 原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 供給者及び調達製品に対する管理の<u>方式</u>及び程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の<u>適格性確認</u>に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 安全文化を<u>醸成</u>するため<u>の活動に関する</u>必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な<u>検査又はその他の活動</u>を定めて、実施する。</p> <p>(2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中<u>に</u>明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」(7.1参照)に基づき<u>業務を</u>管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p> <p>(中略)</p>	<p>7.4 調達 組織は、「調達管理基本マニュアル」及び「原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 供給者及び調達製品に対する管理の<u>方法</u>及び程度<u>(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を明確に定めることを含む。)</u>は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。<u>この場合、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(5) 組織は、<u>適切な調達の実施に必要な事項</u>(調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法<u>を含む。)</u>を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>a) 製品、<u>業務の手順及びプロセス並びに</u>設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の<u>力量</u>に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告<u>(偽造品、不正品等の報告を含む。)</u>及び処理に関する要求事項</p> <p>e) <u>健全な安全文化を育成及び維持</u>するために必要な要求事項</p> <p><u>f) 一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p><u>g) その他調達製品に必要な要求事項</u></p> <p><u>(2) 組織は、供給者の工場等で検査及び試験等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを調達要求事項に含める。</u></p> <p>(3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な<u>検証方法</u>を定めて、実施する。</p> <p>(2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中<u>で</u>明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」(7.1参照)に基づき、<u>管理された状態で業務を</u>実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) <u>以下の事項を含む</u>原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p> <p><u>i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性</u></p> <p><u>ii. 当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果</u></p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか<b>不具合</b>が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(中略)</p> <p><b>(3)</b> 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>b) 設備の承認及び要員の<b>適格性確認</b></p> <p>(中略)</p> <p><b>d) 記録に関する要求事項 (4.2.4 参照)</b>  <b>e) 妥当性の再確認</b></p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・<b>原子炉施設</b>の状態を識別する。</p> <p>(中略)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「<b>NM-55 保守管理基本マニュアル</b>」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>(中略)</p> <p><b>b)</b> 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。  <b>c)</b> 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>(中略)</p> <p><b>さらに</b>、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4 参照)。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p><b>(4)</b> 規定要求事項にかかわる監視及び測定に<b>コンピュータ</b>ソフトウェアを使う場合には、その<b>コンピュータ</b>ソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p>	<p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか<b>不適合その他の事象</b>が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(中略)</p> <p><b>(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する (4.2.4 参照)。</b>  <b>(4)</b> 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>b) 設備の承認及び要員の<b>力量の確認</b></p> <p>(中略)</p> <p><b>d) 妥当性の再確認 (対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定時間経過した後に行う定期的な再確認を含む。)</b></p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務の状態を識別する。</p> <p>(中略)</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「<b>施設管理基本マニュアル</b>」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>(中略)</p> <p><b>b)</b> 校正の状態を明確にするために識別を行う。  <b>c)</b> 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>(中略)</p> <p><b>(4)</b> 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4 参照)。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p><b>(5)</b> 規定要求事項にかかわる監視及び測定に<b>計算機</b>ソフトウェアを使う場合には、その<b>計算機</b>ソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>を継続的に改善する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの<u>成果を含む実施状況</u>の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を<u>監視</u>する。この情報の入手及び使用の方法を「<u>NM-21</u> 外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で「<u>AM-19</u> 原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、<u>業務の計画 (7.1 参照) に適合しているか、JEAC4111</u>の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが<u>効果的</u>に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、<u>監査プログラムを策定する</u>。監査の基準、範囲、頻度<u>及び</u>方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、<u>監査プロセスの客観性及び公平性を確保する</u>。監査員は自らの業務を監査しない。</p> <p><u>(3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を「AM-19</u> 原子力品質監査基本マニュアル」に定める。</p> <p><u>(4) 監査及びその結果の記録を維持する (4.2.4 参照)。</u></p> <p><u>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める (8.5.2 参照)。</u></p>	<p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、<u>評価</u>及び改善のプロセスを計画し、実施する。<u>このプロセスには、取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>を継続的に改善する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(3) 監視測定の結果は、要員が容易に取得し、改善活動に利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの<u>パフォーマンス</u>の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を<u>把握</u>する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、<u>原子力安全に対する重要度に応じて、</u>あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、<u>本品質マネジメントシステム計画</u>の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが<u>実効的</u>に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となる<u>部門、業務</u>、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、<u>実施するとともに、監査の実効性を維持</u>する。</p> <p><u>(3) 監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。</u></p> <p><u>(4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p><u>(5) 監査員又は監査に関わる管理者 (社長を除く。) は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。</u></p> <p><u>(6) 監査の計画及び実施、記録の作成及び管理、結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。</u></p> <p><u>(7) 監査及びその結果の記録を維持する (4.2.4 参照)。</u></p> <p><u>(8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。</u></p> <p><u>(9) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォローアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる (8.5.2 参照)。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、「<u>NI-17</u> セルフアセスメント実施基本マニュアル」(第10条(原子炉施設の定期的な評価)を含む)に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p><u>(2)</u> これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p><u>(3)</u> 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「<u>NM-13</u> 検査及び試験基本マニュアル」及び「<u>NM-51</u> 運転管理基本マニュアル」に基づき、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。</p> <p><u>(2)</u> 検査及び試験要員の<u>独立の程度</u>を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 業務の計画(7.1参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「<u>NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル</u>」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための<u>再</u>検証を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「<u>NM-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定には、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」(第10条(原子炉施設の定期的な評価)を含む)に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p><u>監視及び測定の対象には、業務・原子炉施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>監視及び測定の実施時期</u></p> <p>b) <u>監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期</u></p> <p><u>(2) 監視及び測定の実施に際しては、業務・原子炉施設の原子力安全に対する重要度に応じて、PIを用いる(4.1(5)c)参照)。</u></p> <p><u>(3) これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画(5.4.2参照)及び業務の計画(7.1参照)で定めたとおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u></p> <p><u>(4) 組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。</u></p> <p><u>(5) 計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。</u></p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「検査及び試験基本マニュアル」及び「運転管理基本マニュアル」に基づき、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。</p> <p><u>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠(必要に応じ、検査に使用した試験体、計測機器等に関する記録を含める)を維持する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(4) 業務の計画(7.1参照)で決めた検査及び試験を<u>支障なく</u>完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が<u>計画(7.1参照)に基づき承認したときは、この限りではない。</u></p> <p><u>(5) 業務・原子炉施設の原子力安全に対する重要度に応じて、検査及び試験を実施する要員を独立させる。この場合、対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないように、力量を有する者を充てる。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理(<u>検出した不適合を関連する管理者に報告することを含む)及びそれに関連する責任及び権限を「パフォーマンス向上基本マニュアル」に規定する。</u></p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) <u>要求事項に適合するように</u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、<u>原子力安全に及ぼす影響を評価した上で、</u>特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置(<u>廃棄を含む)をとる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための検証を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、「NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方 (8.2.1 参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)</p> <p>c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)</p> <p>(中略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、<u>予防処置</u>及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 組織は、<u>再発防止のため</u>、「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、<u>不適合の原因を除去する処置をとる。</u></p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項 (JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</u></p> <p>a) <u>不適合のレビュー</u></p> <p>b) <u>不適合の原因の特定</u></p> <p>c) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p>d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>e) <u>とった処置の結果の記録</u> (4.2.4 参照)</p> <p>f) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p>	<p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び実効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>の継続的な改善 (<u>品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、実効性を改善することを含む。</u>)の<u>必要性</u>を評価するために、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析及びこれに基づく評価によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の<u>受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u> (8.2.1 参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への<u>適合性</u> (8.2.3 及び 8.2.4 参照)</p> <p>c) <u>是正処置</u>の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)</p> <p>(中略)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、<u>未然防止処置</u>及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの<u>実効性を向上させるために必要な変更を行い</u>、継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、<u>不適合その他の事象の発生を防止するため</u>、「パフォーマンス向上基本マニュアル」に基づき、<u>遅滞なく原因を除去する処置をとる。</u></p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合<u>その他の事象の原子力安全に及ぼす影響</u>に応じたものとし、<u>次に定めるところにより実施する。</u></p> <p>a) <u>是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。</u></p> <p>i. <u>不適合その他の事象のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。</u></p> <p>①情報の収集、整理</p> <p>②技術的、人的及び組織的要因等の考慮</p> <p>ii. <u>不適合その他の事象の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。</u></p> <p>①日常の業務プロセスについてのマネジメント</p> <p>②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理</p> <p>iii. <u>類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。</u></p> <p>b) <u>必要な処置を決定し実施する。</u></p> <p>c) <u>とったすべての是正処置の実効性をレビューする。</u></p> <p>d) <u>必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・原子炉施設に係る改善のために実施された措置 (5.6.2 m) と同じ。)を変更する。</u></p> <p>e) <u>必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。</u></p> <p>f) <u>原子力安全に対する影響が大きい不適合 (単独では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。)については、根本的な原因の分析に関する事項を「パフォーマンス向上基本マニュアル」に規定し、実施する。</u></p> <p>g) <u>とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する (4.2.4 参照)。</u></p> <p>(3) <u>是正処置に関する事項 (根本的な原因の分析に関する要求事項を含む。)を「パフォーマンス向上基本マニュアル」に規定する。</u></p> <p>(4) 組織は、「パフォーマンス向上基本マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>8.5.3 <u>予防処置</u></p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、<u>保安活動の実施によって得られた知見</u>及び他の施設から得られた知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、「<u>NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル</u>」に基づき、<u>その原因を除去する処置を決める。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することを含む。</u></p> <p>(2) <u>予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>d) <u>とった処置の結果の記録（4.2.4 参照）</u></p> <p>e) <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u></p>	<p>8.5.3 <u>未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合（<u>他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。</u>）が発生することを防止するために、<u>他の原子炉施設（組織内の他の施設を含む。）</u>及び他の施設から得られた知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、「<u>パフォーマンス向上基本マニュアル</u>」に基づき、<u>適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>(2) <u>未然防止処置は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因を調査する。</u></p> <p>b) <u>未然防止処置の必要性を評価する。</u></p> <p>c) <u>必要な未然防止処置を決定及び実施する。</u></p> <p>d) <u>とったすべての未然防止処置の実効性をレビューする。</u></p> <p>e) <u>とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(3) <u>未然防止処置に関する事項（根本的な原因の分析に関する要求事項を含む。）を「パフォーマンス向上基本マニュアル」に規定する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 3 章 体制及び評価</p> <p>第 1 節 保安管理体制 (保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 体制及び評価</p> <p>第 1 節 保安管理体制 (保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>図4 【本社】</p> <p>【福島第二原子力発電所】</p> <p>※※ → 原子炉主任技術者※2</p> <p>(※2:原子炉主任技術者, 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。)</p>	<p>図4 【本社】</p> <p>【福島第二原子力発電所】</p> <p>※※ → 原子炉主任技術者※2</p> <p>(※2:原子炉主任技術者, 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を総称して「主任技術者」という。)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「<u>NM-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。 (2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び<u>保守</u>に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 <u>(2)</u> 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。 <u>(3)</u> 資材グループは、調達に関する業務を行う。 <u>(4)</u> 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。 <u>(5)</u> 安全総括グループは、<u>発電所の検査</u>の総括に関する業務を行う。 <u>(6)</u> 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。 <u>(7)</u> 原子炉安全グループは、原子力安全の総括及び原子力技術の総括に関する業務を行う。 <u>(8)</u> 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 <u>(9)</u> 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 <u>(10)</u> 放射線安全グループは、放射線管理（放射線・化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。 <u>(11)</u> 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。 <u>(12)</u> 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 <u>(13)</u> 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。 <u>(14)</u> 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。 <u>(15)</u> 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち<u>保守</u>作業の管理に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに<u>健全な安全文化を育成及び維持するための</u>活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「<u>トラブル等の報告マニュアル</u>」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。 (2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに<u>健全な安全文化を育成及び維持するための</u>活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに<u>健全な安全文化を育成及び維持するための</u>活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び<u>施設管理</u>に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(11)</u> 廃棄物対策グループは、<u>輸入廃棄物の確認に関する業務を行う。</u> <u>(12)</u> 輸送技術グループは、<u>輸入廃棄物の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 <u>(2)</u> 所長付は、<u>変更管理の体系及びリスク管理の総括に関する業務を行う。</u> <u>(3)</u> 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。 <u>(4)</u> 資材グループは、調達に関する業務を行う。 <u>(5)</u> 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。 <u>(6)</u> 安全総括グループは、<u>事業者検査</u>の総括に関する業務を行う。 <u>(7)</u> 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。 <u>(8)</u> 原子炉安全グループは、原子力安全の総括及び原子力技術の総括に関する業務を行う。 <u>(9)</u> 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 <u>(10)</u> 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。 <u>(11)</u> 放射線安全グループは、放射線管理（放射線・化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。 <u>(12)</u> 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。 <u>(13)</u> 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 <u>(14)</u> 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。 <u>(15)</u> 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。 <u>(16)</u> 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち<u>保全</u>作業の管理に関する業務を行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(16) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(17) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(18) 保全総括グループは、原子炉施設の<u>保守</u>の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(19) 機械第一グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(20) 機械第二グループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気機器第一グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る<u>保守管理</u>に関する業務（電気機器第二グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 電気機器第二グループは、原子炉施設のうち電源設備に係る<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(23) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(24) 環境施設グループは、廃棄物処理設備及びサイトバンカの<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(25) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(26) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物に係る<u>保守管理</u>及び原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(27) 改良工事プロジェクトグループは、原子炉施設のうち大型の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(28) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(29) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る<u>保守管理</u>に関する業務を行う。</p>	<p>(17) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(18) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(19) 保全総括グループは、原子炉施設の<u>施設管理</u>の総括及び電子通信設備の運用に関する業務を行う。</p> <p>(20) 機械第一グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(21) 機械第二グループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(22) 電気機器第一グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る<u>施設管理</u>に関する業務（電気機器第二グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(23) 電気機器第二グループは、原子炉施設のうち電源設備に係る<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(24) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(25) 環境施設グループは、廃棄物処理設備及びサイトバンカの<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(26) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(27) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物に係る<u>施設管理</u>及び原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(28) 改良工事プロジェクトグループは、原子炉施設のうち大型の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(29) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(30) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る<u>施設管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(31) <u>発電所各グループは、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本項の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>
<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育<u>ならびに</u>記録及び報告を行う。</p> <p>(6) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長<u>及びグループマネージャー相当の職位</u>を含む。）は、グループ員（当直員<u>及び所長付要員</u>を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育<u>並びに</u>記録及び報告を行う。</p> <p>(6) グループ員（当直員<u>及び所長付要員</u>を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	
<p>(中略)</p> <p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条</p> <p>(中略)</p>	
<p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) <u>保守管理</u>に関する事項</p> <p>(中略)</p>	<p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) <u>施設管理</u>に関する事項</p> <p>(中略)</p>	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p>(原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子力・立地本部長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。 (1) 原子炉施設の<u>工事又は保守管理</u>に関する業務</p> <p>(中略)</p> <p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任) 第8条の2</p> <p>(中略)</p> <p>2. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、特別管理職とし、それぞれ少なくとも1名は<u>工事</u>、<u>運転</u>、<u>保守</u>等の業務に直接係らない者とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「<u>NM-24-1</u> 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(中略)</p> <p>表9-1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条 文</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td><u>第9.2条</u> (管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	条 文	内 容		(中略)	<u>第9.2条</u> (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除		(中略)	<p>(原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子力・立地本部長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。 (1) 原子炉施設の<u>施設管理</u>に関する業務</p> <p>(中略)</p> <p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任) 第8条の2</p> <p>(中略)</p> <p>2. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、特別管理職とし、それぞれ少なくとも1名は<u>保全</u>、<u>運転</u>等の業務に直接係らない者とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(中略)</p> <p>表9-1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条 文</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td><u>第9.3条</u> (管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	条 文	内 容		(中略)	<u>第9.3条</u> (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除		(中略)	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 記載の適正化</p>
条 文	内 容																	
	(中略)																	
<u>第9.2条</u> (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																	
	(中略)																	
条 文	内 容																	
	(中略)																	
<u>第9.3条</u> (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																	
	(中略)																	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、<u>原子力発電工作物<sup>※1</sup>(原子炉施設に限る。)</u>の工事、維持及び運用に関する保安(以下「電気工作物の保安」という。)の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) <u>溶接事業者検査</u>及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 使用前検査及び施設定期検査には、あらかじめ定めた区分に従って検査への立会い又は検査記録の確認を行う。</u></p> <p><u>(6) あらかじめ定められた点検すべき記録について、確認を行う。</u></p> <p><u>(7) 運営委員会に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が少なくともそれぞれ1名が必ず出席する。</u></p> <p><u>(8) その他、電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>※1：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、<u>事業用電気工作物</u>の工事、維持及び運用に関する保安(以下「電気工作物の保安」という。)の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) <u>使用前事業者検査</u>及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) あらかじめ定められた点検すべき記録について、確認を行う。</u></p> <p><u>(6) 運営委員会に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が少なくともそれぞれ1名が必ず出席する。</u></p> <p><u>(7) その他、電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>電気事業法上の福島第二原子力発電所廃止に伴う変更</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p style="text-align: center;">第 4 章 運転管理</p> <p>第 1 節 通則 (構成及び定義) 第 1 1 条</p> <p>(中略)</p> <p>3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="130 541 1205 716"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>定検停止後の原子炉起動</td> <td>施設定期検査(以下「定期検査」という。)のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。</td> </tr> <tr> <td>定検停止時</td> <td>定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>(原子炉の運転期間) 第 1 1 条の 2 所長は、表 1 1 の 2 に定める原子炉の運転期間<sup>*1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第 4 9 条第 1 項第 2 号に基づき、原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>※ 1 : 原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p><u>(なし)</u></p>	(中略)		定検停止後の原子炉起動	施設定期検査(以下「定期検査」という。)のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。	定検停止時	定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。	(中略)		<p style="text-align: center;">第 4 章 運転管理</p> <p>第 1 節 通則 (構成及び定義) 第 1 1 条</p> <p>(中略)</p> <p>3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1397 541 2472 716"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>定事検停止後の原子炉起動</td> <td>定期事業者検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。</td> </tr> <tr> <td>定事検停止時</td> <td>定期事業者検査のために原子炉が停止している期間をいう。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>(原子炉の運転期間) 第 1 1 条の 2 所長は、表 1 1 の 2 に定める原子炉の運転期間<sup>*1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第 5 5 条第 4 項第 1 号に基づき、原子力規制委員会が定期事業者検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>※ 1 : 原子炉の運転期間とは、定期事業者検査が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p><u>(運転管理業務)</u> 第 1 2 条の 2 組織は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 <u>(1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</u> a) <u>中央制御室における監視によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係GMに通知する。</u> b) <u>運転操作(状態管理を含む。)を実施する。</u> c) <u>原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</u> d) <u>原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応操作を実施する。</u> <u>(2) 当直長は、関係GMの依頼に基づく運転操作(状態管理を含む。)が必要な場合は、第 1 号 b) による運転操作(状態管理を含む。)を実施する。また、関係GMは、当直長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長へ系統を引き渡す。</u> <u>(3) 組織は、第 1 3 条第 1 項の巡視点検及び第 2 項の巡視によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係GMに通知する。</u> <u>(4) 各GMは、第 3 節(第 7 2 条から第 7 5 条を除く。)各条第 2 項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第 1 6 条に従い実施する。</u></p>	(中略)		定事検停止後の原子炉起動	定期事業者検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。	定事検停止時	定期事業者検査のために原子炉が停止している期間をいう。	(中略)		<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
(中略)																		
定検停止後の原子炉起動	施設定期検査(以下「定期検査」という。)のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。																	
定検停止時	定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。																	
(中略)																		
(中略)																		
定事検停止後の原子炉起動	定期事業者検査のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。																	
定事検停止時	定期事業者検査のために原子炉が停止している期間をいう。																	
(中略)																		

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(巡視点検) 第13条 <u>当直長</u>は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び<u>第9 4 条</u>第1項で定める区域を除く）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. <u>当直長</u>は、「<u>NM-51-6</u> 状態管理マニュアル」に基づき、格納容器内部の関連パラメータの監視及び<u>第9 4 条</u>第1項で定める区域の巡視を行う。</p> <p>(マニュアルの作成) 第14条 <u>発電GM</u>は、次の各号に掲げる<u>当直長</u>が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉起動前の確認事項) 第16条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 当直長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前に、第3節で定める<u>定検</u>停止時に実施する検査の結果を確認する。</p> <p>(地震・火災等発生時の対応) 第17条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) <u>当直長</u>は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(巡視点検) 第13条 <u>組織</u>は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び<u>第9 5 条</u>第1項で定める区域を除く）を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。<u>実施においては、第10 7 条の3 第3項に定める観点を含めて行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p>2. <u>組織</u>は、「状態管理マニュアル」に基づき、格納容器内部の関連パラメータの監視及び<u>第9 5 条</u>第1項で定める区域の巡視を行う。</p> <p>(マニュアルの作成) 第14条 <u>組織</u>は、次の各号に掲げる<u>組織</u>が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉起動前の確認事項) 第16条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 当直長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前に、第3節で定める<u>定事検</u>停止時に実施する検査の結果を確認する。</p> <p>(地震・火災等発生時の対応) 第17条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) <u>組織</u>は、第13条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第3節 運転上の制限 (停止余裕) 第19条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の<u>検査</u>を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。 (1) 燃料GMは、燃料取替終了後、<u>停止余裕の検査を</u> <math>0.38\% \Delta k/k^{*1}</math> の反応度補正をした状態で<u>実施</u>し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(制御棒のスクラム機能) 第22条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 制御棒のスクラム機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 燃料GMは、<u>定検</u>停止時に<u>制御棒駆動水圧系の検査で</u>、スクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(ほう酸水注入系) 第24条</p> <p>(中略)</p> <p>2. ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、<u>定検</u>停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁<sup>*1</sup>が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が表24-2に定める値であることを1ヶ月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第3節 運転上の制限 (停止余裕) 第19条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の<u>確認</u>を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。 (1) 燃料GMは、燃料取替終了後、 <math>0.38\% \Delta k/k^{*1}</math> の反応度補正をした状態で<u>停止余裕を確認</u>し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(制御棒のスクラム機能) 第22条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 制御棒のスクラム機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 燃料GMは、<u>定事検</u>停止時にスクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(ほう酸水注入系) 第24条</p> <p>(中略)</p> <p>2. ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、<u>定事検</u>停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁<sup>*1</sup>が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が表24-2に定める値であること<u>及び主要な電動弁が開すること</u>を1ヶ月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
(計測及び制御設備) 第27条  (中略)  表27-2 1. 原子炉保護系計装  表27-2-1				(計測及び制御設備) 第27条  (中略)  表27-2 1. 原子炉保護系計装  表27-2-1				原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期(ペリオド)短	原子炉周期10秒以上(中間領域)	(中略)	計測制御GMは、チャンネル校正 <sup>※3</sup> (検出器を除く)を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査<sup>※4</sup>を実施する。</u>	定検	停止時			
		運行評価GMは、論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>						定事検
b. 機器動作不能	—		運行評価GMは、論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検	停止時		定事検	
2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高(a)中性子束	15%以下(原子炉モードスイッチが「燃料取替」,「起動」の時)	(中略)	計測制御GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検	停止時		定事検	
		120%以下(原子炉モードスイッチが「運転」の時)	計測制御GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検	停止時		定事検	
1. 起動領域モニタ a. 原子炉周期(ペリオド)短	原子炉周期10秒以上(中間領域)	(中略)	計測制御GMは、チャンネル校正 <sup>※3</sup> (検出器を除く)を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>確認<sup>※4</sup>する。</u>	定事検	停止時		定事検	
		運行評価GMは、論理回路機能 <u>確認する。</u>	定事検	停止時		定事検		
b. 機器動作不能	—		運行評価GMは、論理回路機能 <u>確認する。</u>	定事検	停止時		定事検	
2. 平均出力領域モニタ a. 中性子束高(a)中性子束	15%以下(原子炉モードスイッチが「燃料取替」,「起動」の時)	(中略)	計測制御GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>確認する。</u>	定事検	停止時		定事検	
		120%以下(原子炉モードスイッチが「運転」の時)	計測制御GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>確認する。</u>	定事検	停止時		定事検	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
要 素	設定値	項 目	頻 度	要 素	設定値	項 目	頻 度	
(b) 熱流束相当	自動可変設定 (図 2 7 に示す設定値以下)	(中略)		(b) 熱流束相当	自動可変設定 (図 2 7 に示す設定値以下)	(中略)		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
		計測制御GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検停止時			計測制御GMは、チャンネル校正(検出器を除く)を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	定事検停止時	
		計測制御GMは、フローユニット校正を実施する。	定検停止時			計測制御GMは、フローユニット校正を実施する。	定事検停止時	
b. 機器動作不能	—	運転評価GMは、論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検停止時	b. 機器動作不能	—	運転評価GMは、論理回路機能 <u>を確認する。</u>	定事検停止時	
3. 原子炉圧力高	7.21MPa[gage]以下	(中略)		3. 原子炉圧力高	7.21MPa[gage]以下	(中略)		
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検停止時			計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	定事検停止時	
4. 原子炉水位低(レベル3)	1,372cm以上(圧力容器零レベルより)	(中略)		4. 原子炉水位低(レベル3)	1,372cm以上(圧力容器零レベルより)	(中略)		
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検停止時			計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	定事検停止時	
5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より10%閉以下	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検停止時	5. 主蒸気隔離弁閉	全開状態より10%閉以下	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	定事検停止時	
6. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(中略)		6. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(中略)		
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検停止時			計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	定事検停止時	
7. スクラム排出容器水位高	94.5L以下(スクラム排出容器1個あたり)	(中略)		7. スクラム排出容器水位高	94.5L以下(スクラム排出容器1個あたり)	(中略)		
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検停止時			計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	定事検停止時	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後				備 考				
要 素	設定値	項 目	頻 度	要 素	設定値	項 目	頻 度					
8. 主蒸気止め 弁閉	全開状態より 10%閉以下 <sup>※5</sup>	(中略)	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検停止時	8. 主蒸気止め 弁閉	全開状態より 10%閉以下 <sup>※5</sup>	(中略)	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	定事検停止時	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更		
9. 蒸気加減弁 急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励 磁位置	油圧 <sup>※6</sup> 4. 12MPa [gage] 以上 励磁位置 <sup>※6</sup>	(中略)	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検停止時	9. 蒸気加減弁 急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励 磁位置	油圧 <sup>※6</sup> 4. 12MPa [gage] 以上 励磁位置 <sup>※6</sup>	(中略)	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	定事検停止時			
10. 主蒸気管 放射能高	10× (通常運 転時のバックグ ランド) 以下	(中略)	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検停止時	10. 主蒸気管 放射能高	10× (通常運 転時のバックグ ランド) 以下	(中略)	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	定事検停止時			
11. 地震加速 度大 a. 地下2階 床水平 b. 2階床水 平 c. 地下2階 床鉛直	地下2階床水 平 135 Gal 以下 2階床水平 150 Gal 以下 地下2階床鉛直 100 Gal 以下	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検停止時	11. 地震加速 度大 a. 地下2階 床水平 b. 2階床水 平 c. 地下2階 床鉛直	地下2階床水 平 135 Gal 以下 2階床水平 150 Gal 以下 地下2階床鉛直 100 Gal 以下	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	定事検停止時	12. 原子炉モ ードスイ ッチ「停 止」位置	—		運転評価GMは、論理回路機能 <u>を確認する。</u>	定事検停止時
12. 原子炉モ ードスイ ッチ「停 止」位置	—	運転評価GMは、論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検停止時	13. スクラム 回路	—	(中略)	運転評価GMは、手動スクラム論理回 路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検停止時				
13. スクラム 回路	—	(中略)	運転評価GMは、手動スクラム論理回 路機能 <u>検査を実施する。</u>	定検停止時	(中略)	運転評価GMは、手動スクラム論理回 路機能 <u>を確認する。</u>	定事検停止時					
(中略)				(中略)								
※4：本条における論理回路機能 <u>検査とは</u> 、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。				※4：本条における論理回路機能 <u>の確認は</u> 、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。								
(中略)				(中略)								
2. 起動領域モニタ計装				2. 起動領域モニタ計装								
表27-2-2				表27-2-2								
要 素	項 目	頻 度		要 素	項 目	頻 度						
1. 起動領域モ ニタ	(中略)			1. 起動領域モ ニタ	(中略)							
	計測制御GMは、チャンネル校正 (検出器を除く)を実施する。	定検停止時			計測制御GMは、チャンネル校正 (検出器を除く)を実施する。	定事検停止時						
(中略)				(中略)								

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																								
<p>3. 非常用炉心冷却系計装</p> <p>(1) 低圧炉心スプレイ系計装 表27-2-3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低(レベル1)</td> <td>961cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能<u>検査を実施する</u>。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 注入弁両側差圧低(注入可)</td> <td>付表27-2-3参照</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査を実施する</u>。</td> <td>毎日1回 <u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 低圧注水系計装 表27-2-3-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低(レベル1)</td> <td>961cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能<u>検査を実施する</u>。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 注入弁両側差圧低(注入可)</td> <td>付表27-2-3参照</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能<u>検査を実施する</u>。</td> <td>毎日1回 <u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 高圧炉心スプレイ系計装 表27-2-3-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低(レベル2)</td> <td>1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能<u>検査を実施する</u>。</td> <td><u>定検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻 度	1. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	<u>定検</u> 停止時	3. 注入弁両側差圧低(注入可)	付表27-2-3参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	毎日1回 <u>定検</u> 停止時	要素	設定値	項目	頻 度	1. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	<u>定検</u> 停止時	3. 注入弁両側差圧低(注入可)	付表27-2-3参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	毎日1回 <u>定検</u> 停止時	要素	設定値	項目	頻 度	1. 原子炉水位異常低(レベル2)	1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	<u>定検</u> 停止時	<p>3. 非常用炉心冷却系計装</p> <p>(1) 低圧炉心スプレイ系計装 表27-2-3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低(レベル1)</td> <td>961cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能<u>を確認する</u>。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 注入弁両側差圧低(注入可)</td> <td>付表27-2-3参照</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能<u>を確認する</u>。</td> <td>毎日1回 <u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 低圧注水系計装 表27-2-3-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低(レベル1)</td> <td>961cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能<u>を確認する</u>。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> <tr> <td>3. 注入弁両側差圧低(注入可)</td> <td>付表27-2-3参照</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能<u>を確認する</u>。</td> <td>毎日1回 <u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 高圧炉心スプレイ系計装 表27-2-3-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉水位異常低(レベル2)</td> <td>1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)</td> <td>(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。</td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>2. 格納容器圧力高</td> <td>13.7kPa[gage]以下</td> <td>(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能<u>を確認する</u>。</td> <td><u>定事検</u>停止時</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻 度	1. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	<u>定事検</u> 停止時	3. 注入弁両側差圧低(注入可)	付表27-2-3参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	毎日1回 <u>定事検</u> 停止時	要素	設定値	項目	頻 度	1. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	<u>定事検</u> 停止時	3. 注入弁両側差圧低(注入可)	付表27-2-3参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	毎日1回 <u>定事検</u> 停止時	要素	設定値	項目	頻 度	1. 原子炉水位異常低(レベル2)	1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	<u>定事検</u> 停止時	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
要素	設定値	項目	頻 度																																																																																							
1. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																							
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	<u>定検</u> 停止時																																																																																							
3. 注入弁両側差圧低(注入可)	付表27-2-3参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	毎日1回 <u>定検</u> 停止時																																																																																							
要素	設定値	項目	頻 度																																																																																							
1. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																							
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	<u>定検</u> 停止時																																																																																							
3. 注入弁両側差圧低(注入可)	付表27-2-3参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	毎日1回 <u>定検</u> 停止時																																																																																							
要素	設定値	項目	頻 度																																																																																							
1. 原子炉水位異常低(レベル2)	1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																							
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	<u>定検</u> 停止時																																																																																							
要素	設定値	項目	頻 度																																																																																							
1. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																							
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	<u>定事検</u> 停止時																																																																																							
3. 注入弁両側差圧低(注入可)	付表27-2-3参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	毎日1回 <u>定事検</u> 停止時																																																																																							
要素	設定値	項目	頻 度																																																																																							
1. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																							
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	<u>定事検</u> 停止時																																																																																							
3. 注入弁両側差圧低(注入可)	付表27-2-3参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	毎日1回 <u>定事検</u> 停止時																																																																																							
要素	設定値	項目	頻 度																																																																																							
1. 原子炉水位異常低(レベル2)	1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回																																																																																							
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	<u>定事検</u> 停止時																																																																																							

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
(4) 自動減圧系計装 表 27-2-3-4				(4) 自動減圧系計装 表 27-2-3-4				原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
1. 原子炉水位異常低 (レベル 1)	961 cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回	1. 原子炉水位異常低 (レベル 1)	961 cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回	
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	<u>定検</u> 停止時	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	<u>定事検</u> 停止時	
3. 自動減圧系始動タイマ	120 秒以下	電気機器第一GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは、論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	<u>定検</u> 停止時	3. 自動減圧系始動タイマ	120 秒以下	電気機器第一GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは、論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	<u>定事検</u> 停止時	
4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	付表 27-2-3 参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。(3号炉のみ対象)	毎日 1 回	4. 低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力高	付表 27-2-3 参照	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> 及び高温停止 <sup>*1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。(3号炉のみ対象)	毎日 1 回	
5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	付表 27-2-3 参照	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	<u>定検</u> 停止時	5. 残留熱除去系ポンプ吐出圧力高	付表 27-2-3 参照	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	<u>定事検</u> 停止時	
(中略)				(中略)				
4. 格納容器隔離系計装 (1) 主蒸気隔離弁計装 表 27-2-4-1				4. 格納容器隔離系計装 (1) 主蒸気隔離弁計装 表 27-2-4-1				
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
1. 原子炉水位異常低 (レベル 2)	1,243 cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止 <sup>*1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回	1. 原子炉水位異常低 (レベル 2)	1,243 cm 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止 <sup>*1</sup> において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日 1 回	
2. 主蒸気管放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	<u>定検</u> 停止時	2. 主蒸気管放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	<u>定事検</u> 停止時	
3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の 140% 以下			3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の 140% 以下			
4. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 付表 27-2-4-1 参照			4. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 付表 27-2-4-1 参照			
5. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上			5. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上			
6. 復水器真空度低	72.5kPa[abs] 以下			6. 復水器真空度低	72.5kPa[abs] 以下			
(中略)				(中略)				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
(2) 格納容器隔離系計装 表 27-2-4-2				(2) 格納容器隔離系計装 表 27-2-4-2				原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止* <sup>1</sup> において, 動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校正を実施し, 運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	毎日1回  定検停止時	1. 主蒸気管ドレン系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止* <sup>1</sup> において, 動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校正を実施し, 運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	毎日1回  定事検停止時	
b. 主蒸気管放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下			b. 主蒸気管放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下			
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			
d. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 付表 27-2-4-1 参照			d. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 付表 27-2-4-1 参照			
e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上			e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上			
f. 復水器真空度低	72.5kPa[abs] 以下			f. 復水器真空度低	72.5kPa[abs] 以下			
2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止* <sup>1</sup> において, 動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校正を実施し, 運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	毎日1回  定検停止時	2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低 (レベル2)	1,243cm以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止* <sup>1</sup> において, 動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは, チャンネル校正を実施し, 運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	毎日1回  定事検停止時	
b. 主蒸気管放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下			b. 主蒸気管放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下			
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			
d. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 付表 27-2-4-1 参照			d. 主蒸気管トンネル温度高	・温度 93℃以下 ・差温度 付表 27-2-4-1 参照			
e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上			e. 主蒸気管圧力低	5.86MPa[gage]以上			
f. 復水器真空度低	72.5kPa[abs] 以下			f. 復水器真空度低	72.5kPa[abs] 以下			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後				備 考	
要 素	設定値	項 目	頻 度	要 素	設定値	項 目	頻 度		
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上(圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	毎日1回  <u>定検</u> 停止時	3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	毎日1回  <u>定事検</u> 停止時	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更	
4. 格納容器調気系 <sup>*2</sup> a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上(圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 格納容器調気系 <sup>*2</sup> a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
b. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	<u>定検</u> 停止時	b. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	<u>定事検</u> 停止時		
c. 原子炉建屋換気系排気放射能高 <sup>*3</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下			c. 原子炉建屋換気系排気放射能高 <sup>*3</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下				
d. 燃料取替エリア排気放射能高 <sup>*3</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下			d. 燃料取替エリア排気放射能高 <sup>*3</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド) 以下				
5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上(圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
b. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	<u>定検</u> 停止時	b. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	<u>定事検</u> 停止時		
6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上(圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	6. 格納容器ドレン系 a. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
b. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する</u> 。	<u>定検</u> 停止時	b. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する</u> 。	<u>定事検</u> 停止時		
(中略)				(中略)					

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
(3) 原子炉建屋隔離系計装 表27-2-4-3				(3) 原子炉建屋隔離系計装 表27-2-4-3				原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
1. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 (レベル3)	1,372 c m 以上 (圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時	2. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時	
3. 原子炉建屋換気系排気放射能高 <sup>*1</sup>	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>*2</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	3. 原子炉建屋換気系排気放射能高 <sup>*1</sup>	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>*2</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
4. 燃料取替エリア排気放射能高 <sup>*1</sup>	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時	4. 燃料取替エリア排気放射能高 <sup>*1</sup>	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時	
(中略)				(中略)				



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
5. その他の計装 (1) 非常用ディーゼル発電機計装 表27-2-5-1				5. その他の計装 (1) 非常用ディーゼル発電機計装 表27-2-5-1				原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高压電源母線電圧低	—	運転評価GMは、論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時	1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高压電源母線電圧低	—	運転評価GMは、論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時	
b. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上(圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	b. 原子炉水位異常低(レベル1)	961cm以上(圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。 (3) 運転評価GMは、論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時 <u>定検</u> 停止時	c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。 (3) 運転評価GMは、論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時 <u>定事検</u> 停止時	
2. 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高压電源母線電圧低	—	運転評価GMは、論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時	2. 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高压電源母線電圧低	—	運転評価GMは、論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時	
b. 原子炉水位異常低(レベル2)	1,243cm以上(圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	b. 原子炉水位異常低(レベル2)	1,243cm以上(圧力容器零レベルより)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。 (3) 運転評価GMは、論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時 <u>定検</u> 停止時	c. 格納容器圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。 (3) 運転評価GMは、論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時 <u>定事検</u> 停止時	
(2) 原子炉隔離時冷却系計装 表27-2-5-2				(2) 原子炉隔離時冷却系計装 表27-2-5-2				
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
1. 原子炉水位異常低(レベル2)	1,243cm以上(圧力容器零レベルより)	(中略)		1. 原子炉水位異常低(レベル2)	1,243cm以上(圧力容器零レベルより)	(中略)		
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。	<u>定検</u> 停止時			計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。	<u>定事検</u> 停止時	
		運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時			運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時	
(中略)				(中略)				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装 表 27-2-5-3				(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装 表 27-2-5-3				原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より 10%閉以下 <sup>*1</sup>	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時	1. 主蒸気止め弁閉	全開状態より 10%閉以下 <sup>*1</sup>	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時	
2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 <sup>*1</sup> 4.12MPa[gage]以上 励磁位置 <sup>*1</sup>	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時	2. 蒸気加減弁急速閉 a. 油圧 b. 電磁弁励磁位置	油圧 <sup>*1</sup> 4.12MPa[gage]以上 励磁位置 <sup>*1</sup>	計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時	
(中略)				(中略)				
(4) 制御棒引抜監視装置計装 表 27-2-5-4				(4) 制御棒引抜監視装置計装 表 27-2-5-4				
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd (%) に対し、 0.62Wd + 52% の式により設定する。)	(中略) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (再循環流量 Wd (%) に対し、 0.62Wd + 52% の式により設定する。)	(中略) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時	
b. 機器動作不能	—	計測制御GMは、論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時	b. 機器動作不能	—	計測制御GMは、論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時	
c. 下限	5% <sup>*1</sup>	計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時	c. 下限	5% <sup>*1</sup>	計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時	
(中略)				(中略)				
(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装 表 27-2-5-5				(5) タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装 表 27-2-5-5				
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
1. 原子炉水位高 (レベル8)	1,481 c m 以下 (圧力容器零レベルより)	(中略) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時	1. 原子炉水位高 (レベル8)	1,481 c m 以下 (圧力容器零レベルより)	(中略) 計測制御GMは、チャンネル校正及び論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時	
(中略)				(中略)				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前			変更後			備考	
(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6			(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6				原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
要素	項目	頻度	要素	項目	頻度		
1. 原子炉圧力	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時	1. 原子炉圧力	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時		
2. 原子炉隔離時冷却系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時	2. 原子炉隔離時冷却系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時		
3. 原子炉隔離時冷却系制御	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時	3. 原子炉隔離時冷却系制御	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時		
	当直長は、原子炉隔離時冷却系の流量制御については、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離時冷却系ポンプ手動起動により確認を行う。	<u>定検</u> 停止後の原子炉起動時		当直長は、原子炉隔離時冷却系の流量制御については、中央制御室外原子炉停止装置からの原子炉隔離時冷却系ポンプ手動起動により確認を行う。	<u>定事検</u> 停止後の原子炉起動時		
4. 残留熱除去系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時	4. 残留熱除去系流量	計測制御GMは、チャンネル校正及び制御回路切替スイッチの機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時		
(7) 中央制御室非常用換気空調系計装 表27-2-5-7			(7) 中央制御室非常用換気空調系計装 表27-2-5-7				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度
1. 原子炉建屋換気系排気放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(中略)		1. 原子炉建屋換気系排気放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(中略)	
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時			計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時
2. 燃料取替エリア排気放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド) <sup>*3</sup>	(中略)		2. 燃料取替エリア排気放射能高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド) <sup>*3</sup>	(中略)	
		計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定検</u> 停止時			計測制御GMは、チャンネル校正を実施し、運転評価GMは論理回路機能 <u>を確認する。</u>	<u>定事検</u> 停止時
(中略)			(中略)				
(8) 事故時計装 表27-2-5-8			(8) 事故時計装 表27-2-5-8				
要素	項目	頻度	要素	項目	頻度		
1. 原子炉圧力	(中略)		1. 原子炉圧力	(中略)			
2. 原子炉水位(広帯域)	計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。	<u>定検</u> 停止時	2. 原子炉水位(広帯域)	計測制御GMは、チャンネル校正を実施する。	<u>定事検</u> 停止時		
3. 原子炉水位(燃料域)							
4. 格納容器圧力							
5. 格納容器内雰囲気線量当量率							
(中略)			(中略)				

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(主蒸気逃がし安全弁) 第30条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。                      (1) 機械第一GMは、<u>定検</u>停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。<sup>※1</sup>                      (2) 計測制御GMは、<u>定検</u>停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、<u>定期検査前</u>に本<u>検査</u>を行うことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視) 第32条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。                      (1) 機械第一GMは、<u>定検</u>停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査<u>を実施</u>し、<u>その結果を</u>当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(主蒸気逃がし安全弁) 第30条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 主蒸気逃がし安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。                      (1) 機械第一GMは、<u>定事検</u>停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。<sup>※1</sup>                      (2) 計測制御GMは、<u>定事検</u>停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、<u>定事検停止時前</u>に本<u>確認</u>を行うことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視) 第32条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 非常用炉心冷却系及び原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。                      (1) 機械第一GMは、<u>定事検</u>停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査<u>の結果を確認</u>し、当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																
<p>(非常用炉心冷却系その1) 第39条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。                      (1) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。                      (2) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。                      (3) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項及び高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系(格納容器スプレイ系)の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。<sup>*1</sup></p> <p>(中略)</p> <p>表39-2 1. 1号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">項目</th> <th style="width: 20%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が368m<sup>3</sup>/h以上で、全揚程が866m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;"><b>定検</b>停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">項目</th> <th style="width: 20%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が372m<sup>3</sup>/h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;"><b>定検</b>停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">項目</th> <th style="width: 20%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が369m<sup>3</sup>/h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;"><b>定検</b>停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	(中略)		3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が368m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が866m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<b>定検</b> 停止後の原子炉起動前に1回	(中略)		項目	頻度	(中略)		3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が372m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<b>定検</b> 停止後の原子炉起動前に1回	(中略)		項目	頻度	(中略)		3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が369m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<b>定検</b> 停止後の原子炉起動前に1回	(中略)		<p>(非常用炉心冷却系その1) 第39条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。                      (1) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系が模擬信号で作動すること及び格納容器スプレイ系が手動で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。                      (2) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止時に、自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。                      (3) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に表39-2(項目3)に定める事項及び高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系(格納容器スプレイ系)の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。<sup>*1</sup></p> <p>(中略)</p> <p>表39-2 1. 1号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">項目</th> <th style="width: 20%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が368m<sup>3</sup>/h以上で、全揚程が866m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;"><b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 2号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">項目</th> <th style="width: 20%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が372m<sup>3</sup>/h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;"><b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">項目</th> <th style="width: 20%;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が369m<sup>3</sup>/h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;"><b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	(中略)		3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が368m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が866m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<b>定事検</b> 停止後の原子炉起動前に1回	(中略)		項目	頻度	(中略)		3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が372m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<b>定事検</b> 停止後の原子炉起動前に1回	(中略)		項目	頻度	(中略)		3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が369m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<b>定事検</b> 停止後の原子炉起動前に1回	(中略)		<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
項目	頻度																																																	
(中略)																																																		
3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が368m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が866m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<b>定検</b> 停止後の原子炉起動前に1回																																																	
(中略)																																																		
項目	頻度																																																	
(中略)																																																		
3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が372m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<b>定検</b> 停止後の原子炉起動前に1回																																																	
(中略)																																																		
項目	頻度																																																	
(中略)																																																		
3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が369m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<b>定検</b> 停止後の原子炉起動前に1回																																																	
(中略)																																																		
項目	頻度																																																	
(中略)																																																		
3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が368m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が866m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<b>定事検</b> 停止後の原子炉起動前に1回																																																	
(中略)																																																		
項目	頻度																																																	
(中略)																																																		
3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が372m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<b>定事検</b> 停止後の原子炉起動前に1回																																																	
(中略)																																																		
項目	頻度																																																	
(中略)																																																		
3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が369m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	<b>定事検</b> 停止後の原子炉起動前に1回																																																	
(中略)																																																		

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																												
<p>4. 4号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が369m<sup>3</sup>/h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">定検停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第41条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系は表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止後の原子炉起動から<b>定期検査</b>終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。<b>※1</b></p> <p>(中略)</p> <p><b>※1</b>：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サブプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁と電動弁及び主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>表41-2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が136m<sup>3</sup>/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">定検停止後の原子炉起動中<b>※2</b>に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">定検停止後の原子炉起動中に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>※2</b>：主蒸気圧力設定を1.03MPa[gage]とした場合の原子炉圧力をいう。</p> <p>(中略)</p>	項目	頻度	(中略)		3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が369m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動前に1回	(中略)		項目	頻度	1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が136m <sup>3</sup> /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中 <b>※2</b> に1回 その後1ヶ月に1回	2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中に1回 その後1ヶ月に1回	<p>4. 4号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が369m<sup>3</sup>/h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">定事検停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第41条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系<b>※1</b>は表41-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動から<b>定期事業者検査</b>終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。<b>※2</b></p> <p>(中略)</p> <p><b>※1</b>：原子炉隔離時冷却系については、原子炉起動時における試運転に係る調整を行っている場合、<u>運転上の制限は適用しない。</u></p> <p><b>※2</b>：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サブプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁と電動弁及び主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p> <p>表41-2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が136m<sup>3</sup>/hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">定事検停止後の原子炉起動中<b>※3</b>に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">定事検停止後の原子炉起動中に1回 その後1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>※3</b>：主蒸気圧力設定を1.03MPa[gage]とした場合の原子炉圧力をいう。</p> <p>(中略)</p>	項目	頻度	(中略)		3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が369m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	(中略)		項目	頻度	1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が136m <sup>3</sup> /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中 <b>※3</b> に1回 その後1ヶ月に1回	2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回 その後1ヶ月に1回	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
項目	頻度																													
(中略)																														
3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が369m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動前に1回																													
(中略)																														
項目	頻度																													
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が136m <sup>3</sup> /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中 <b>※2</b> に1回 その後1ヶ月に1回																													
2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中に1回 その後1ヶ月に1回																													
項目	頻度																													
(中略)																														
3. 高圧炉心スプレイポンプの流量が369m <sup>3</sup> /h以上で、全揚程が863m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回																													
(中略)																														
項目	頻度																													
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が136m <sup>3</sup> /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中 <b>※3</b> に1回 その後1ヶ月に1回																													
2. 原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。 また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回 その後1ヶ月に1回																													

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(主蒸気隔離弁) 第42条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。                      (1) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。                      (2) 機械第一GMは、<b>定検</b>停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(格納容器及び格納容器隔離弁) 第43条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 格納容器及び格納容器隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。                      (1) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止時に、格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。                      (2) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。                      (3) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(主蒸気隔離弁) 第42条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。                      (1) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。                      (2) 機械第一GMは、<b>定事検</b>停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(格納容器及び格納容器隔離弁) 第43条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 格納容器及び格納容器隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。                      (1) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止時に、格納容器漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。                      (2) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。                      (3) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後			備 考
表 4 3 - 4			表 4 3 - 4			原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  記載の適正化
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
(中略)			(中略)			
B. (主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁 2 個を有する配管に適用) 動作不能な格納容器隔離弁 1 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	B1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。*1 及び B2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、 <u>第 9 4 条</u> 第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4 時間  1 ヶ月に 1 回	B. (主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁 2 個を有する配管に適用) 動作不能な格納容器隔離弁 1 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	B1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。*1 及び B2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、 <u>第 9 5 条</u> 第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4 時間  1 ヶ月に 1 回	
C. (主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁 2 個を有する配管に適用) 動作不能な格納容器隔離弁 2 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	C1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。*1 及び C2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、 <u>第 9 4 条</u> 第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	1 時間  1 ヶ月に 1 回	C. (主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁 2 個を有する配管に適用) 動作不能な格納容器隔離弁 2 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	C1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。*1 及び C2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、 <u>第 9 5 条</u> 第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	1 時間  1 ヶ月に 1 回	
D. (格納容器隔離弁 1 個を有する配管に適用) 動作不能な格納容器隔離弁 1 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	D1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。*1 及び D2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、 <u>第 9 4 条</u> 第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4 時間  1 ヶ月に 1 回	D. (格納容器隔離弁 1 個を有する配管に適用) 動作不能な格納容器隔離弁 1 個を有する配管が 1 つ以上ある場合	D1. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。*1 及び D2. 動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。ただし、 <u>第 9 5 条</u> 第 1 項に定める区域については管理的手段により確認することができる。	4 時間  1 ヶ月に 1 回	
(中略)			(中略)			
(サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁) 第 4 4 条			(サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁) 第 4 4 条			
(中略)			(中略)			
2. サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 機械第一GMは、 <u>定検</u> 停止時に、サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。			2. サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 機械第一GMは、 <u>定事検</u> 停止時に、サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。			
(中略)			(中略)			



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(可燃性ガス濃度制御系) 第47条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉建屋) 第49条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 原子炉建屋原子炉棟が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止時に、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉建屋給排気隔離弁) 第50条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 原子炉建屋給排気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止時に、原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(可燃性ガス濃度制御系) 第47条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉建屋) 第49条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 原子炉建屋原子炉棟が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止時に、原子炉建屋原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉建屋給排気隔離弁) 第50条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 原子炉建屋給排気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止時に、原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

## 福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(非常用ガス処理系) 第51条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 放射線・化学管理GMは、<b>定検</b>停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系) 第52条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止時に、残留熱除去冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）及び残留熱除去冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプという。」）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に、残留熱除去冷却水系の主要な手動弁と電動弁（電動弁は2号炉を除く）の開閉状態を確認する。また、残留熱除去冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。<sup>※1</sup></p> <p>(3) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に、残留熱除去冷却海水系の主要な手動弁と電動弁<sup>※2</sup>の開閉状態を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(非常用ディーゼル発電設備冷却系) 第53条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電設備冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止時に、非常用ディーゼル発電設備冷却系冷却水ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に、非常用ディーゼル発電設備冷却系冷却水ポンプの主要な手動弁の開閉状態を確認する。また、主要配管が満水であることを確認する。<sup>※1</sup></p> <p>(中略)</p>	<p>(非常用ガス処理系) 第51条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 放射線・化学管理GMは、<b>定事検</b>停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系) 第52条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止時に、残留熱除去冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）及び残留熱除去冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプという。」）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に、残留熱除去冷却水系の主要な手動弁と電動弁（電動弁は2号炉を除く）の開閉状態を確認する。また、残留熱除去冷却水系の主要配管が満水であることを確認する。<sup>※1</sup></p> <p>(3) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に、残留熱除去冷却海水系の主要な手動弁と電動弁<sup>※2</sup>の開閉状態を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(非常用ディーゼル発電設備冷却系) 第53条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電設備冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止時に、非常用ディーゼル発電設備冷却系冷却水ポンプが模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に、非常用ディーゼル発電設備冷却系冷却水ポンプの主要な手動弁の開閉状態を確認する。また、主要配管が満水であることを確認する。<sup>※1</sup></p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系) 第54条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止時に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系の主要な手動弁の開閉状態を確認する。また、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系の主要配管が満水であることを確認する。<sup>*1</sup></p> <p>(3) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系の主要な手動弁と電動弁<sup>*2</sup>の開閉状態を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(中央制御室非常用換気空調系) 第57条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 放射線・化学管理GMは、<b>定検</b>停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表57-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(非常用ディーゼル発電機その1) 第60条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、<b>定検</b>停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系) 第54条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止時に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却水ポンプ（以下、本条において「冷却水ポンプ」という。）及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水ポンプ（以下、本条において「海水ポンプ」という。）が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系の主要な手動弁の開閉状態を確認する。また、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系の主要配管が満水であることを確認する。<sup>*1</sup></p> <p>(3) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系の主要な手動弁と電動弁<sup>*2</sup>の開閉状態を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(中央制御室非常用換気空調系) 第57条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 放射線・化学管理GMは、<b>定事検</b>停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表57-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p><u>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時<sup>*1</sup>又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系ファンが起動すること及び中央制御室非常用換気空調系ダンパが動作可能であることを1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(非常用ディーゼル発電機その1) 第60条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、<b>定事検</b>停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(直流電源その1) 第63条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、<u>定検</u>停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器<sup>*1</sup>）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(運転上の制限の確認) 第72条 各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項<sup>*1</sup>で確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合) 第74条 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置<sup>*1</sup>を要求される完了時間の範囲内で実施する。 2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>*1</sup>を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(直流電源その1) 第63条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、<u>次</u>の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは、<u>定事検</u>停止時に、直流電源（蓄電池及び充電器<sup>*1</sup>）の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(運転上の制限の確認) 第72条 各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項<sup>*1</sup>で確認する。 <u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合) 第74条 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置<sup>*1</sup>を、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で</u>、要求される完了時間の範囲内で実施する。 2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>*1</sup>を定め、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し</u>、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>(省略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 5 章 燃料管理</p> <p>(新燃料の運搬) 第 7 9 条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 燃料GMは、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を<u>遵守する</u>。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 燃料GMは、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、第 2 項 (1) から (3) に加え、次の事項を<u>遵守する</u>。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 放射線・化学管理GMは、第 3 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えていないことを確認する*1。ただし、<u>第 9 3 条</u>第 1 項 (1) に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理GMは、燃料GMが管理区域内で<u>第 9 3 条</u>第 1 項 (1) に定める区域に新燃料を移動する場合は、新燃料を収納した新燃料輸送容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p><u>6.</u> 燃料GMは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 <u>7.</u> 実用炉規則第 8 8 条第 4 項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 燃料管理</p> <p>(新燃料の運搬) 第 7 9 条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 燃料GMは、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を<u>確認する</u>。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 燃料GMは、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>第 2 項 (1) から (3) に加え、次の事項を<u>確認する</u>。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</u> <u>(4) 車両を徐行させること。</u> <u>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>4. 放射線・化学管理GMは、第 3 項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えていないことを確認する*1。ただし、<u>第 9 4 条</u>第 1 項 (1) に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理GMは、燃料GMが管理区域内で<u>第 9 4 条</u>第 1 項 (1) に定める区域に新燃料を移動する場合は、<u>移動前に</u>新燃料を収納した新燃料輸送容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 1 0 分の 1 を超えていないことを確認する。</p> <p><u>6. 燃料GMは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</u> <u>(1) 外観検査</u> <u>(2) 線量当量率検査</u> <u>(3) 未臨界検査</u> <u>(4) 吊上検査</u> <u>(5) 重量検査</u> <u>(6) 収納物検査</u> <u>(7) 表面密度検査</u></p> <p><u>7.</u> 燃料GMは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 <u>8.</u> 実用炉規則第 8 8 条第 4 項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(燃料の検査) 第81条 燃料GMは、<u>定期検査</u>時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p><u>2. 燃料GMは、定期検査を行うために原子炉を停止する場合の原子炉冷却材中のよう素131の増加量の測定結果から、 SHIPPING検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えい又は漏えいの疑い有り</u>と判断した燃料については、<u>あわせて燃料集合体外観検査を行う。</u></p> <p>3. 燃料GMは、第1項<u>又は第2項</u>の検査の結果、<u>使用しないと判断した燃料のうち</u>使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 燃料GMは、第1項<u>又は第2項</u>の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p> <p>(燃料取替実施計画) 第82条 燃料GMは、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び体制を燃料取替実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>2. 燃料GMは、第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回<u>定期検査</u>を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p><u>(1) 停止余裕</u> <u>(2) 最小限界出力比</u> <u>(3) 燃料棒最大線出力密度</u> <u>(4) 燃料集合体最高燃焼度</u></p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ燃料GMは、その延長する期間も含め第2項に定める評価及び確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p>	<p>(燃料の検査) 第81条 燃料GMは、<u>定期事業者検査</u>時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する<u>とともに、燃料の使用の可否を判断する。</u></p> <p><u>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</u></p> <p>3. 燃料GMは、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 燃料GMは、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p> <p>(燃料取替実施計画) 第82条 燃料GMは、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び<u>燃料配置を変更する</u>体制を燃料取替実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>2. 燃料GMは、<u>取替炉心毎に原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の熱・機械設計、核設計、熱水力設計、安定性及び安全評価の解析入力値又は制限値に基づき設定)を満足することを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u></p> <p><u>① 停止余裕</u> <u>② 最小限界出力比</u> <u>③ 燃料棒最大線出力密度</u> <u>④ 燃料集合体最高燃焼度</u> <u>⑤ 燃料の出力履歴</u> <u>⑥ 核熱水力安定性(チャンネル水力学的安定性、炉心安定性及び領域安定性)</u> <u>⑦ 減速材ボイド係数</u> <u>⑧ スクラム反応度曲線</u> <u>⑨ 制御棒の最大反応度値値<sup>※1</sup></u> <u>⑩ ほう酸水注入時の実効増倍率</u></p> <p><u>※1：制御棒の最大反応度値値は、制御棒グループの設定やバンク引き抜き等によって燃料装荷パターンや炉心状態に限らず基準を満足する手順を作成することが可能である。よって、取替炉心の安全性評価項目ではあるが燃料取替実施計画を定める前ではなく、制御棒引き抜き手順作成時に確認を行う。</u></p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項で<u>評価に用いた</u>期間を延長する場合には、あらかじめ燃料GMは、その延長する期間も含め第2項に定める評価及び確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(使用済燃料の貯蔵) 第85条 燃料GMは、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>(使用済燃料の運搬) 第86条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を<u>遵守</u>し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を<u>遵守する</u>。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 放射線・化学管理GMは、<u>前項の運搬において</u>、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、<u>第93条</u>第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理GMは、燃料GMが管理区域内で<u>第93条</u>第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵) 第85条 燃料GMは、使用済燃料 <u>(以下、照射された燃料を含む。)</u> を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(使用済燃料の運搬) 第86条</p> <p>(中略)</p> <p>2. 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を<u>確認</u>し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を<u>確認する</u>。<u>ただし、管理区域内で運搬する場合には、(3)から(6)の適用を除く。</u></p> <p>(中略)</p> <p>4. 放射線・化学管理GMは、<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、<u>第94条</u>第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理GMは、燃料GMが管理区域内で<u>第94条</u>第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>6. 燃料GMは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するように、措置を講じる。</u></p> <p><u>7. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</u></p> <p><u>8. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>6. 燃料GMは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>9. <u>前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。使用済燃料を他の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 外観検査</u></li> <li><u>(2) 気密漏えい検査</u></li> <li><u>(3) 圧力測定検査</u></li> <li><u>(4) 線量当量率検査</u></li> <li><u>(5) 未臨界検査</u></li> <li><u>(6) 温度測定検査</u></li> <li><u>(7) 吊上検査</u></li> <li><u>(8) 重量検査</u></li> <li><u>(9) 収納物検査</u></li> <li><u>(10) 表面密度検査</u></li> </ul> <p>10. 燃料GMは、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 6 章 放射性廃棄物管理</p> <p><u>(なし)</u></p> <p>(頻度の定義) <u>第 9 1 条</u> 本章でいう測定頻度に関する考え方は、<u>表 9 1</u>のとおりとする。</p> <p><u>表 9 1</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理) <u>第 8 7 条</u></p> <p>(中略)</p> <p>5. 各GMは管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の<u>事項を遵守する</u>。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 放射線・化学管理GMは、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、<u>第 9 3 条</u>第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線・化学管理GMは、各GMが管理区域内で<u>第 9 3 条</u>第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>8. 環境GMは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、</u>所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 放射性廃棄物管理</p> <p><u>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</u> <u>第 8 7 条</u> <u>発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p> <p>(頻度の定義) <u>第 8 7 条の 2</u> 本章でいう測定頻度に関する考え方は、<u>表 8 7 の 2</u>のとおりとする。</p> <p><u>表 8 7 の 2</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理) <u>第 8 8 条</u></p> <p>(中略)</p> <p>5. 各GMは、<u>管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p><u>(6) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>6. 放射線・化学管理GMは、第5項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、<u>第 9 4 条</u>第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線・化学管理GMは、各GMが管理区域内で<u>第 9 4 条</u>第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>8. 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 環境GMは、埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2) 環境GMは、発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 環境GMは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、</u>所長の承認を得る。</p> <p><u>9. 環境GMは、放射性固体廃棄物を発電所外に運搬する場合は、</u>所長の承認を得る。</p> <p><u>10. 環境GMは、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理)  <u>第87条の2</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理)  <u>第88条</u>                      放射線・化学管理GMは、<u>表88-1</u>に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、<u>表88-2</u>に定める放出管理目標値を超えないように努めること。                      (3) 復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、<u>表88-3</u>に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p><u>表88-1</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>表88-2</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>表88-3</u></p> <p>(中略)</p>	<p><u>1 1. 放射線・化学管理GMは、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p> <p><u>1 2. 廃棄物対策GMは、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理)  <u>第88条の2</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理)  <u>第89条</u>                      放射線・化学管理GMは、<u>表89-1</u>に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、<u>表89-2</u>に定める放出管理目標値を超えないように努めること。                      (3) 復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、<u>表89-3</u>に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p><u>表89-1</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>表89-2</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>表89-3</u></p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(放射性気体廃棄物の管理)  <u>第89条</u>                      放射線・化学管理GMは、<u>表89-1</u>に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、<u>表89-2</u>に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p>3. <u>表89-1</u>に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、<u>第93条</u>第1項（1）に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 放射線・化学管理GMは、<u>表89-3</u>に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p><u>表89-1</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>表89-2</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>表89-3</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放出管理用計測器の管理)  <u>第90条</u>                      各GMは、<u>表90</u>に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p><u>表90</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)  <u>第90条</u>                      放射線・化学管理GMは、<u>表90-1</u>に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、<u>表90-2</u>に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p>3. <u>表90-1</u>に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、<u>第94条</u>第1項（1）に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 放射線・化学管理GMは、<u>表90-3</u>に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p><u>表90-1</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>表90-2</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>表90-3</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放出管理用計測器の管理)  <u>第91条</u>                      各GMは、<u>表91</u>に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p><u>表91</u></p> <p>(省略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 7 章 放射線管理</p> <p><u>(なし)</u></p> <p>(頻度の定義) <u>第 1 0 6 条</u> 本章でいう測定頻度に関する考え方は、<u>表 1 0 6</u>のとおりとする。</p> <p><u>表 1 0 6</u></p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域の設定及び解除) <u>第 9 2 条</u></p> <p>(中略)</p> <p>4. 放射線・化学管理GMは、添付 2 における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、<u>表 9 2</u>に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。</p> <p>(中略)</p> <p><u>表 9 2</u></p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域内における区域区分) <u>第 9 3 条</u></p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 放射線管理</p> <p><u>(放射線管理に係る基本方針)</u> <u>第 9 2 条</u> <u>発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p> <p>(頻度の定義) <u>第 9 2 条の 2</u> 本章でいう測定頻度に関する考え方は、<u>表 9 2 の 2</u>のとおりとする。</p> <p><u>表 9 2 の 2</u></p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域の設定及び解除) <u>第 9 3 条</u></p> <p>(中略)</p> <p>4. 放射線・化学管理GMは、添付 2 における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、<u>表 9 3</u>に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。</p> <p>(中略)</p> <p><u>表 9 3</u></p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域内における区域区分) <u>第 9 4 条</u></p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域内における特別措置)  <u>第94条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域への出入管理)  <u>第95条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項)  <u>第96条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(4) <u>第94条</u>第1項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。  (5) 管理区域から退出する場合又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合、又は<u>第95条</u>第5項に基づく放射線・化学管理GMの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(保全区域)  <u>第97条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(周辺監視区域)  <u>第98条</u>  周辺監視区域は、<u>図98</u>に示す区域とする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>図98</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(管理区域内における特別措置)  <u>第95条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域への出入管理)  <u>第96条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項)  <u>第97条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(4) <u>第95条</u>第1項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。  (5) 管理区域から退出する場合又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合、又は<u>第96条</u>第5項に基づく放射線・化学管理GMの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>(保全区域)  <u>第98条</u></p> <p>(中略)</p> <p>(周辺監視区域)  <u>第99条</u>  周辺監視区域は、<u>図99</u>に示す区域とする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>図99</u></p> <p>(中略)</p>	<p>記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(線量の評価) <u>第99条</u></p> <p>放射線安全GMは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を<u>表99</u>に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p><u>表99</u></p> <p>(中略)</p> <p>(床、壁等の除染) <u>第100条</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(なし)</u></p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) <u>第101条</u></p> <p>放射線・化学管理GMは、<u>表101-1</u>及び<u>表101-2</u> (<u>第93条</u>第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2. 放射線安全GMは、<u>表101-1</u>に定める周辺監視区域境界付近(測定場所は<u>図101</u>に定める。)における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>表101-1</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>表101-2</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>図101</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(放射線業務従事者の線量管理等) <u>第100条</u></p> <p><u>各GMは、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</u></p> <p><u>2. 放射線安全GMは、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表100に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</u></p> <p><u>表100</u></p> <p>(中略)</p> <p>(床、壁等の除染) <u>第101条</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u> <u>第102条</u></p> <p><u>放射線安全GMは、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) <u>第102条の2</u></p> <p>放射線・化学管理GMは、<u>表102の2-1</u>及び<u>表102の2-2</u> (<u>第94条</u>第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2. 放射線安全GMは、<u>表102の2-1</u>に定める周辺監視区域境界付近(測定場所は<u>図102の2</u>に定める。)における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>表102の2-1</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>表102の2-2</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>図102の2</u></p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>

## 福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(放射線計測器類の管理) <u>第102条</u> 各GMは、<u>表102</u>に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p><u>表102</u></p> <p>(中略)</p> <p>※1：<u>表90</u>の試料放射能測定装置と共用</p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域外等への搬出及び運搬) <u>第103条</u></p> <p>(中略)</p> <p>2. 各GMは、管理区域外に核燃料物質等（第79条、第86条及び<u>第87条</u>に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合、又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、<u>第87条</u>第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理GMは、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p> <p>(発電所外への運搬) <u>第104条</u> 各GMは、核燃料物質等（第79条、第86条及び<u>第87条</u>に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(協力企業の放射線防護) <u>第105条</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(放射線計測器類の管理) <u>第103条</u> 各GMは、<u>表103</u>に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p><u>表103</u></p> <p>(中略)</p> <p>※1：<u>表91</u>の試料放射能測定装置と共用</p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域外等への搬出及び運搬) <u>第104条</u></p> <p>(中略)</p> <p>2. 各GMは、管理区域外に核燃料物質等（第79条、第86条及び<u>第88条</u>に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合、又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、<u>第88条</u>第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理GMは、第2項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p> <p>(発電所外への運搬) <u>第105条</u> 各GMは、核燃料物質等（第79条、第86条及び<u>第88条</u>に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 <u>2. 各GMは、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u> <u>3. 各GMは、運搬前に次の事項を確認する。</u> <u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u> <u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</u> <u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</u> <u>(4) A型輸送物若しくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講ずること。</u> <u>4. 放射線・化学管理GMは、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>(協力企業の放射線防護) <u>第106条</u></p> <p>(省略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第8章 保守管理</b></p> <p>(保守管理計画) 第107条 <u>保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>【保守管理計画】</b></p> <p>1. 定義 <u>本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)」に従うものとする。</u></p> <p>2. <u>保守管理の実施方針及び保守管理目標</u>                      (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>保守管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>保守管理</u>の現状等を踏まえ、<u>保守管理</u>の実施方針を定める。また、12.の<u>保守管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>保守管理</u>を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ<u>保守管理</u>の実施方針の見直しを行う。                      (2) さらに、<u>第107条の2</u>に定める<u>長期保守管理方針</u>を策定又は変更した場合には、<u>長期保守管理方針</u>に従い保全を実施することを<u>保守管理</u>の実施方針に反映する。                      (3) 組織は、<u>保守管理</u>の実施方針に基づき、<u>保守管理</u>の改善を図るための<u>保守管理目標</u>を設定する。また、12.の<u>保守管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>保守管理</u>を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ<u>保守管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の<u>保守管理目標</u>を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の<u>保守管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>保守管理</u>を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、<u>原子力発電施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) <u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (以下「技術基準規則」という。)」に規定される設備</u></p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 施設管理</b></p> <p>(施設管理計画) 第107条 <u>原子炉施設について原子炉設置 (変更) 許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>【施設管理計画】</b></p> <p>1. <u>用語の定義</u>  <u>保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。</u>  <u>工事：補修、取替え及び改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。</u>  <u>作業管理：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</u></p> <p>2. <u>施設管理の実施方針及び施設管理目標</u>                      (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理</u>の実施方針を定める。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。                      (2) さらに、<u>第107条の6</u>に定める<u>長期施設管理方針</u>を策定又は変更した場合には、<u>長期施設管理方針</u>に従い保全を実施することを<u>施設管理</u>の実施方針に反映する。                      (3) 組織は、<u>施設管理</u>の実施方針に基づき、<u>施設管理</u>の改善を図るための<u>施設管理目標</u>を設定する。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ<u>施設管理目標</u>の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の<u>施設管理目標</u>を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、及び<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) <u>原子炉設置 (変更) 許可申請書及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備</u></p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5. <u>保全重要度</u>の設定            組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の<u>保全重要度</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。            なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視            (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の<u>保全重要度</u>を踏まえ、プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。            a) プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>(中略)</p> <p>i. 7000 臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数</p> <p>(中略)</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標            系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の<u>保全重要度</u>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>(中略)</p> <p>ii. 非待機（UA）時間※<sup>1</sup>            ※1：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>(中略)</p>	<p>5. <u>施設管理の重要度</u>の設定            組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の<u>施設管理の重要度</u>として点検に用いる重要度（以下「<u>保全重要度</u>」という。）と設計及び工事に用いる<u>重要度</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき <u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。            なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p><u>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視            (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の<u>施設管理の重要度</u>を踏まえ、<u>施設管理目標の中で</u>プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。            a) プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>(中略)</p> <p>i. 7000 臨界時間あたりの計画外自動・<u>手動</u>スクラム回数</p> <p>(中略)</p> <p>b) 系統レベルの保全活動管理指標            系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の<u>施設管理の重要度</u>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>(中略)</p> <p>ii. 非待機（UA）時間※<sup>1</sup>            ※1：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する <u>(以下、本条において同じ。)</u>。</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(中略)</p> <p>b) <u>補修、取替え及び改造計画</u> (7.2 参照)</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の<u>保全重要度</u>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>(中略)</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(中略)</p> <p>7.2 <u>補修、取替え及び改造計画</u>の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>補修、取替え及び改造</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた<u>計画</u>を策定する。また、<u>安全上重要な機器に対する補修工事については、補修工事に対する法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否及びその内容を記録する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、補修、取替え及び改造</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを<u>検査及び試験</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) <u>検査及び試験</u>の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>検査及び試験</u>の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) <u>検査及び試験</u>の実施時期</p> <p>(中略)</p>	<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(中略)</p> <p>b) <u>設計及び工事の計画</u> (7.2 参照)</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の<u>施設管理の重要度</u>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>(中略)</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査<sup>※2</sup>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a) <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b) <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>c) <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4による使用前事業者検査及び第107条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ。）。</u></p> <p>7.2 <u>設計及び工事の計画</u>の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた<u>設計及び工事の計画</u>を策定する。また、<u>安全上重要な機器及び構築物<sup>※3</sup>の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>※4</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、工事</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを<u>事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) <u>事業者検査及び試験等</u>の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査及び試験等</u>の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) <u>事業者検査及び試験等</u>の実施時期</p> <p><u>※3：安全上重要な機器及び構築物とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器及び構築物をいう。</u></p> <p><u>※4：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に<u>したがって点検・補修等の</u>保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>以下の必要なプロセス</u>を実施する。</p> <p>a) <u>工事計画</u></p> <p>b) <u>設計管理</u></p> <p>c) <u>調達管理</u></p> <p>d) <u>工事管理</u></p> <p>(3) 組織は、<u>点検・補修等</u>の結果について記録する。</p> <p>9. <u>点検・補修等</u>の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>点検・補修等</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p><u>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等</u>が実施されていることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p><u>※2</u>：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. <u>点検・補修等</u>の不適合管理、是正処置及び<u>予防処置</u></p> <p>(1) 組織は、以下の a) 及び b) の場合には、<u>不適合管理を行った上で、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置</u>を講じる。</p> <p>a) <u>点検・補修等</u>を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p><u>(2) 組織は、(1) a) 及び b) の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録</u>する。</p> <p>(中略)</p> <p>12. <u>保守管理</u>の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果及び 2. の<u>保守管理目標</u>の達成度から、定期的に<u>保守管理</u>の有効性を評価し、<u>保守管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、<u>保守管理</u>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>13. 情報共有</p> <p>組織は、<u>保守点検</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR 事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に<u>従って</u>保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第107条の2による設計管理及び第107条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全</u>の結果について記録する。</p> <p>9. <u>保全</u>の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※5</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p><u>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全</u>が実施されていることを、所定の時期<sup>※5</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p><u>※5</u>：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理、是正処置及び<u>未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a) 及び b) の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a) 及び b) に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置</u>を講じる。</p> <p>a) <u>保全</u>を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p><u>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(1) 及び(2) の活動を第3条に基づき実施</u>する。</p> <p>(中略)</p> <p>12. <u>施設管理</u>の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果及び 2. の<u>施設管理目標</u>の達成度から、定期的に<u>施設管理</u>の有効性を評価し、<u>施設管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>13. <u>構成管理</u></p> <p><u>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <p><u>(1) 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。）</u></p> <p><u>(2) 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</u></p> <p><u>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</u></p> <p>14. 情報共有</p> <p>組織は、<u>保全</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR 事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

## 福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(なし)</u></p> <p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(設計管理)</u>  <u>第107条の2</u>  <u>組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</u></p> <p><u>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</u>  <u>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u>  <u>(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u>  <u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u>  <u>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p><u>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p> <p><u>(作業管理)</u>  <u>第107条の3</u>  <u>組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u></p> <p><u>2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u>  <u>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u>  <u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u>  <u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u>  <u>(4) 作業工程の管理</u>  <u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u>  <u>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</u>  <u>(7) 第7章に基づく放射線管理</u></p> <p><u>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(なし)</p>	<p><u>(使用前事業者検査の実施)</u>  <u>第107条の4</u>            所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2. <u>安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</u></p> <p>3. <u>検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</u></p> <p>4. <u>前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u>            (1) <u>検査の実施体制を構築する。</u>            (2) <u>検査要領書<sup>※1</sup>を定め、それを実施する。</u>            (3) <u>検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u>            a) <u>設工認に従って行われたものであること。</u>            b) <u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u>            (4) <u>検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>※1：使用前事業者検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u>            a) <u>構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u>            b) <u>機能及び性能を確認するために十分な方法</u>            c) <u>その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p> <p>5. <u>検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u>            (1) <u>第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u>            (2) <u>検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u>            (3) <u>前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p>6. <u>検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p>7. <u>各GMは、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u>            (1) <u>検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u>            (2) <u>検査に係る記録の管理を行う。</u>            (3) <u>検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

## 福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(定期事業者検査の実施)</u>  <u>第107条の5</u>  <u>所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2. 安全総括GMは、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管又は点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</u></p> <p><u>3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</u></p> <p><u>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u>  <u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u>  <u>(2) 検査要領書<sup>*1</sup>を定め、それを実施する。</u>  <u>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u>  <u>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u>  <u>(1) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法。</u>  <u>(2) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法。</u>  <u>(3) (1)(2)による方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u></p> <p><u>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u>  <u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u>  <u>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者。</u>  <u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>7. 各GMは、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u>  <u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u>  <u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u>  <u>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期保守管理方針</u>)  <u>第107条の2</u>  <u>原子炉安全GMは、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物<sup>*1</sup>について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2) 前号に基づく<u>長期保守管理方針</u>の策定</p> <p><u>2. 各GMは、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</u></p> <p><u>3. 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の長期保守管理方針は添付4に示すものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(<u>溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施</u>)  <u>第107条の3</u>  <u>溶接事業者検査の検査実施責任者<sup>*1</sup>は、関係箇所と連絡をとり、溶接事業者検査を進めるとともに、所管する溶接事業者検査員の職務の遂行に関して指示及び管理を行う。</u>  <u>2. 定期事業者検査の検査実施責任者<sup>*1</sup>は、関係箇所と連絡をとり、定期事業者検査を進めるとともに、所管する定期事業者検査員の職務の遂行に関して指示及び管理を行う。</u></p> <p><u>※1：検査実施責任者とは、検査実施箇所のGM又は検査実施箇所のGMが指名した者をいう。</u></p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び<u>長期施設管理方針</u>)  <u>第107条の6</u>  <u>各GMは、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物<sup>*1</sup> (以下、本条において「機器及び構造物」という。)について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2) 前号に基づく<u>長期施設管理方針</u>の策定<sup>*2</sup></p> <p><u>2. 原子炉安全GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請<sup>*3</sup>をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1), (2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>3. 原子炉安全GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、認可<sup>*4</sup>を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1), (2)の事項を実施する。</u></p> <p><u>4. 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の長期施設管理方針は添付4に示すものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</u>  <u>※3：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</u>  <u>※4：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正 (H28.11.2施行) に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 0 章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)                      第 1 1 8 条                      原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「<a href="#">NH-20-1</a> 保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 0 章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)                      第 1 1 8 条                      原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

表 1118-1 所員への保安教育実施方針（総括表）

大分類	中分類 (適用規則第9.2条 の内容)	保安教育の内容					実施時期	内 容	対象者及び教育時間※2	運転員※3	運転員以外の 技術系所員	事務系所員
		小分類 (項目)	当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主機操作員	補機操作員	放射線業務処理設 備の業務に関わる者						
(中略)	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定	(中略)					1回/10年毎 以上	対象者、実施時期及び教育時間については、表1118-3参照		○ (1.0時間以上)	×
		運転管理	(中略)									
		運転訓練	(中略)									
		保安管理	(中略)									
		放射線管理	(中略)									
その他区 復教育	放射線管理に関するこ と	放射線管理	(中略)					1回/10年毎 以上	対象者、実施時期及び教育時間については、表1118-3参照		○ (1.0時間以上)	×
		燃料管理	(中略)									
		燃料管理	(中略)									
その他区 復教育	燃料管理に関するこ と	燃料管理	(中略)					1回/10年毎 以上	対象者、実施時期及び教育時間については、表1118-3参照		○ (1.0時間以上)	×
		燃料管理	(中略)									
		燃料管理	(中略)									
その他区 復教育	非常の場合に講ずべき処置に関するこ と	非常の場合に講ずべき処置に関するこ と	(中略)					1回/10年毎 以上	対象者、実施時期及び教育時間については、表1118-3参照		○ (1.0時間以上)	×
		非常の場合に講ずべき処置に関するこ と	(中略)									

表 1118-1 所員への保安教育実施方針（総括表）

大分類	中分類 (適用規則第9.2条 の内容)	保安教育の内容					実施時期	内 容	対象者及び教育時間※2	運転員※3	運転員以外の 技術系所員	事務系所員
		小分類 (項目)	当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主機操作員	補機操作員	放射線業務処理設 備の業務に関わる者						
(中略)	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定	(中略)					1回/10年毎 以上	対象者、実施時期及び教育時間については、表1118-3参照		○ (1.0時間以上)	×
		運転管理	(中略)									
		運転訓練	(中略)									
		保安管理	(中略)									
		放射線管理	(中略)									
その他区 復教育	放射線管理に関するこ と	放射線管理	(中略)					1回/10年毎 以上	対象者、実施時期及び教育時間については、表1118-3参照		○ (1.0時間以上)	×
		燃料管理	(中略)									
		燃料管理	(中略)									
その他区 復教育	非常の場合に講ずべき処置に関するこ と	非常の場合に講ずべき処置に関するこ と	(中略)					1回/10年毎 以上	対象者、実施時期及び教育時間については、表1118-3参照		○ (1.0時間以上)	×
		非常の場合に講ずべき処置に関するこ と	(中略)									

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前										変 更 後										備 考																																																																																										
<p>表1118-2 所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）</p> <p>対象者及び教育時間※2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">運転員※3</th> <th colspan="5">運転員以外の技術系所員</th> <th colspan="1">電離則の分類</th> </tr> <tr> <th>当直長 当直副長</th> <th>当直主任 当直副主任 主操機作員</th> <th>補機機作員</th> <th>放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者</th> <th>燃料取扱の業務に 関わる者</th> <th>運転員以外の 技術系所員</th> <th>事務系所員</th> <th colspan="3"></th> <th>電離則の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎ (1.5時間以上)</td> <td>◎ (1.5時間以上)</td> <td>◎ (1.5時間以上)</td> <td>◎ (1.5時間以上)</td> <td>◎ (1.5時間以上)</td> <td>○ (1.5時間以上)</td> <td>○ (1.5時間以上)</td> <td colspan="3"></td> <td>原子炉施設における作業の方法 に関する知識</td> </tr> <tr> <td>◎ (2.0時間以上)</td> <td>◎ (2.0時間以上)</td> <td>◎ (2.0時間以上)</td> <td>◎ (2.0時間以上)</td> <td>◎ (2.0時間以上)</td> <td>○ (2.0時間以上)</td> <td>○ (2.0時間以上)</td> <td colspan="3"></td> <td>原子炉施設における作業の方法 及び同施設に係る設備の取扱い</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p>											運転員※3					運転員以外の技術系所員					電離則の分類	当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主操機作員	補機機作員	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者	燃料取扱の業務に 関わる者	運転員以外の 技術系所員	事務系所員				電離則の分類	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)				原子炉施設における作業の方法 に関する知識	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)				原子炉施設における作業の方法 及び同施設に係る設備の取扱い	<p>表1118-2 所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）</p> <p>対象者及び教育時間※2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">運転員※3</th> <th colspan="5">運転員以外の技術系所員</th> <th colspan="1">電離則の分類</th> </tr> <tr> <th>当直長 当直副長</th> <th>当直主任 当直副主任 主操機作員</th> <th>補機機作員</th> <th>放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者</th> <th>燃料取扱の業務に 関わる者</th> <th>運転員以外の 技術系所員</th> <th>事務系所員</th> <th colspan="3"></th> <th>電離則の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎ (1.5時間以上)</td> <td>◎ (1.5時間以上)</td> <td>◎ (1.5時間以上)</td> <td>◎ (1.5時間以上)</td> <td>◎ (1.5時間以上)</td> <td>○ (1.5時間以上)</td> <td>○ (1.5時間以上)</td> <td colspan="3"></td> <td>原子炉施設における作業の方法 に関する知識</td> </tr> <tr> <td>◎ (2.0時間以上)</td> <td>◎ (2.0時間以上)</td> <td>◎ (2.0時間以上)</td> <td>◎ (2.0時間以上)</td> <td>◎ (2.0時間以上)</td> <td>○ (2.0時間以上)</td> <td>○ (2.0時間以上)</td> <td colspan="3"></td> <td>原子炉施設における作業の方法 及び同施設に係る設備の取扱い</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p>											運転員※3					運転員以外の技術系所員					電離則の分類	当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主操機作員	補機機作員	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者	燃料取扱の業務に 関わる者	運転員以外の 技術系所員	事務系所員				電離則の分類	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)				原子炉施設における作業の方法 に関する知識	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)				原子炉施設における作業の方法 及び同施設に係る設備の取扱い	<p>原子力規制における 検査制度の見直し に伴う変更</p>
											運転員※3					運転員以外の技術系所員					電離則の分類																																																																																									
											当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主操機作員	補機機作員	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者	燃料取扱の業務に 関わる者	運転員以外の 技術系所員	事務系所員				電離則の分類																																																																																									
											◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)				原子炉施設における作業の方法 に関する知識																																																																																									
◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)				原子炉施設における作業の方法 及び同施設に係る設備の取扱い																																																																																																				
運転員※3					運転員以外の技術系所員					電離則の分類																																																																																																				
当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主操機作員	補機機作員	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者	燃料取扱の業務に 関わる者	運転員以外の 技術系所員	事務系所員				電離則の分類																																																																																																				
◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)				原子炉施設における作業の方法 に関する知識																																																																																																				
◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)				原子炉施設における作業の方法 及び同施設に係る設備の取扱い																																																																																																				
<p>総括表中分類との対応</p> <p>内容</p> <p>◎核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の <u>保守及び点検</u>の作業の方法及び順序</p>											<p>総括表中分類との対応</p> <p>内容</p> <p>◎核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の <u>保守</u>の作業の方法及び順序</p>																																																																																																			
<p>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1</p>											<p>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された設備の <u>保守</u>の作業の方法及び順序</p>																																																																																																			
<p>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1</p>											<p>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された設備の <u>保守</u>の作業の方法及び順序</p>																																																																																																			
(中略)											(中略)																																																																																																			

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

表 118-3

所員への保安教育実施方針（運転員）

中分類	保安教育の内容		内 容	対象者※1					実施時期及び教育時間
	小分類 (項目)	細目		当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主機操作員	補機操作員	放射線汚染物処理設備の 業務に関わる者	燃料取扱の 業務に関わる者	
原子炉施設の運転 に関すること	運転管理		(中略)						
		運転訓練							
		保安管理	定期検査時の管理項目の概要 定期検査時の管理項目の根拠	◎	◎	◎	×	×	×

(中略)

表 118-3

所員への保安教育実施方針（運転員）

中分類	保安教育の内容		内 容	対象者※1					実施時期及び教育時間
	小分類 (項目)	細目		当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主機操作員	補機操作員	放射線汚染物処理設備の 業務に関わる者	燃料取扱の 業務に関わる者	
原子炉施設の運転 に関すること	運転管理 I	原子炉物理 (臨界管理等を 含む)・理論	(中略)						
		巡視点検・定例試験 I (異常時対応 (現用機器対応))							
	運転管理 II	巡視点検・定例試験 II (異常時対応 (中央操作室内対応))							
運転訓練		異常時対応 (指揮, 状況判断)							
		シミュレータ訓練 I							
施設管理		シミュレータ訓練 II							
		シミュレータ訓練 III							
	施設管理	定期検査実施時の管理項目の概要 定期検査実施時の管理項目の根拠	◎	◎	◎	×	×	×	<当直長, 当直副長, 当直主任, 当直副主任, 主機操作員, 補機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4 (上記※4と同枠内) <汚染物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※3 ※4 (上記※4と同枠内) <燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3 ※4 (上記※4と同枠内)

(中略)

原子力規制における  
検査制度の見直しに  
伴う変更

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(協力企業従業員への保安教育) 第119条  (中略)</p>	<p>(協力企業従業員への保安教育) 第119条  (中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
<p>表 1 1 9 保安教育実施方針 (協力企業)</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 放射線業務従事者に対する教育</p>								<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
保安教育の内容				対象者及び教育時間※2				
総括表中分類との対応	内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	電離則の分類			
(中略)								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の <u>点検</u> 及び <u>点検</u> の作業の方法及び順序	管理区域内において核燃料物質、使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	◎ (1. 5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識			
(中略)								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の <u>点検</u> 及び <u>点検</u> の作業の方法及び順序	管理区域内において核燃料物質、使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	◎ (2. 0時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い			
(中略)								
<p>表 1 1 9 保安教育実施方針 (協力企業)</p> <p>(1) 発電所入所時に安全上必要な教育</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 放射線業務従事者に対する教育</p>								
保安教育の内容				対象者及び教育時間※2				
総括表中分類との対応	内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	電離則の分類			
(中略)								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の <u>点検</u> 及び <u>点検</u> の作業の方法及び順序	管理区域内において核燃料物質、使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	◎ (1. 5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識			
(中略)								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の <u>点検</u> 及び <u>点検</u> の作業の方法及び順序	管理区域内において核燃料物質、使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	◎ (2. 0時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い			
(中略)								

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																						
<p style="text-align: center;">第 1 1 章 記録及び報告</p> <p>(記録) 第 1 2 0 条 組織は、表 1 2 0 - 1 及び表 1 2 0 - 3 に定める保安に関する記録を適正に作成(表 1 2 0 - 1 の <u>5.3.</u> <u>及び 5.4.</u> の記録を除く。)し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表 1 2 0 - 1</p> <table border="1" data-bbox="103 611 1205 1423"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合<sup>*1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日 1 回</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>3. 点検・補修等の結果(安全上重要な機器<sup>*2</sup>は除く)及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 安全上重要な機器<sup>*2</sup>の点検・補修等の結果(法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む<sup>*3</sup>)及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>6. 点検・補修等の不適合管理, 是正処置, 予防処置及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>不適合管理, 是正処置及び予防処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>7. 保全の有効性評価, 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針, 保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	(中略)			3. 点検・補修等の結果(安全上重要な機器 <sup>*2</sup> は除く)及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	4. 安全上重要な機器 <sup>*2</sup> の点検・補修等の結果(法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む <sup>*3</sup> )及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	5. 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	6. 点検・補修等の不適合管理, 是正処置, 予防処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置及び予防処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	7. 保全の有効性評価, 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針, 保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	(中略)			<p style="text-align: center;">第 1 1 章 記録及び報告</p> <p>(記録) 第 1 2 0 条 組織は、表 1 2 0 - 1 及び表 1 2 0 - 3 に定める保安に関する記録を適正に作成(表 1 2 0 - 1 の <u>1.</u> の記録を除く。)し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表 1 2 0 - 1</p> <table border="1" data-bbox="1371 611 2490 1432"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合<sup>*1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>3. 保全の結果(安全上重要な機器及び構造物<sup>*2</sup>は除く)及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 安全上重要な機器及び構造物<sup>*2</sup>の保全の結果(法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む<sup>*3</sup>)及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>6. 保全の不適合管理, 是正処置, 未然防止処置及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>不適合管理, 是正処置及び未然防止処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>7. 保全の有効性評価, 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	(中略)			3. 保全の結果(安全上重要な機器及び構造物 <sup>*2</sup> は除く)及びその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	4. 安全上重要な機器及び構造物 <sup>*2</sup> の保全の結果(法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む <sup>*3</sup> )及びその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	5. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	6. 保全の不適合管理, 是正処置, 未然防止処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置及び未然防止処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	7. 保全の有効性評価, 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	(中略)			<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間																																																						
1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																						
(中略)																																																								
3. 点検・補修等の結果(安全上重要な機器 <sup>*2</sup> は除く)及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																						
4. 安全上重要な機器 <sup>*2</sup> の点検・補修等の結果(法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む <sup>*3</sup> )及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																						
5. 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																						
6. 点検・補修等の不適合管理, 是正処置, 予防処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置及び予防処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																						
7. 保全の有効性評価, 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針, 保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間																																																						
(中略)																																																								
記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間																																																						
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																																																						
(中略)																																																								
3. 保全の結果(安全上重要な機器及び構造物 <sup>*2</sup> は除く)及びその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																						
4. 安全上重要な機器及び構造物 <sup>*2</sup> の保全の結果(法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む <sup>*3</sup> )及びその担当者の氏名	実施の都度	保全を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																						
5. 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																						
6. 保全の不適合管理, 是正処置, 未然防止処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置及び未然防止処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																						
7. 保全の有効性評価, 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針, 施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																						
(中略)																																																								

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前			変更後			備考
28. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	28. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	1年間(ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については5年間)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 記載の適正化
29. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	29. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	
30. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	30. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	
31. 原子炉本体, 使用済燃料の貯蔵施設, 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	31. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	
32. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	32. 原子炉本体, 使用済燃料の貯蔵施設, 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	
33. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	33. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回	10年間	
34. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子 <sup>※5</sup> の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※6	34. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	
			35. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子 <sup>※5</sup> の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月毎に1回, 1月間の線量にあつては1月毎に1回	※6	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後			備 考
3.5. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※6	3.6. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※6	
3.6. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※6	3.7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※6	
3.7. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※6	3.8. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※6	
3.8. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	3.9. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	
3.9. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法	廃棄の都度	※7	4.0. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法	廃棄の都度	※7	
4.0. 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法	封入又は固型化の都度	※7	4.1. 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法	封入又は固型化の都度	※7	
4.1. 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には, その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1年間	4.2. 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には, その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1年間	
4.2. 事故発生及び復旧の日時	その都度	※7	4.3. 事故発生及び復旧の日時	その都度	※7	
4.3. 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※7	4.4. 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※7	
4.4. 事故の原因	同上	※7	4.5. 事故の原因	同上	※7	
4.5. 事故後の処置	同上	※7	4.6. 事故後の処置	同上	※7	
4.6. 風向及び風速	連続して	10年間	4.7. 風向及び風速	連続して	10年間	
4.7. 降雨量	同上	10年間	4.8. 降雨量	同上	10年間	
4.8. 大気温度	同上	10年間	4.9. 大気温度	同上	10年間	
4.9. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	5.0. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	
5.0. 保安教育の実施日時, 項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	5.1. 保安教育の実施日時, 項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	
5.1. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※7	5.2. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※7	
5.2. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※7	5.3. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※7	
5.3. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間				
5.4. 定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間				



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(中略)</p> <p>※2：<u>安全上重要な機器</u>とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、<u>第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）</u>並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>※2：<u>安全上重要な機器及び構造物</u>とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（<u>設計及び</u>工事の計画の認可）、第43条の3の10（<u>設計及び</u>工事の計画の届出）<u>及び第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）</u>、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。</p> <p>(中略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後			備 考
表120-2 記録（実用炉規則第3.7条及び第5.7条に基づく記録）			表120-2 記録（実用炉規則第1.4条の3及び第5.7条に基づく記録）			原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
記録すべき場合	保存期間	記録すべき場合	保存期間			
1. <u>溶接事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力した</u> 事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	※8, ※9	1. <u>使用前事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給した</u> 事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る原子炉施設の存続する期間	
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力した</u> 事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その <u>特定</u> 発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給した</u> 事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査の実施に係る組織 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	
<p>※8：(1)～(6)については当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間</p> <p>※9：(7)～(11)については当該溶接事業者検査を行った後最初の原子炉等規制法第4.3条の3の1.3第6項の通知を受けるまでの期間</p>						

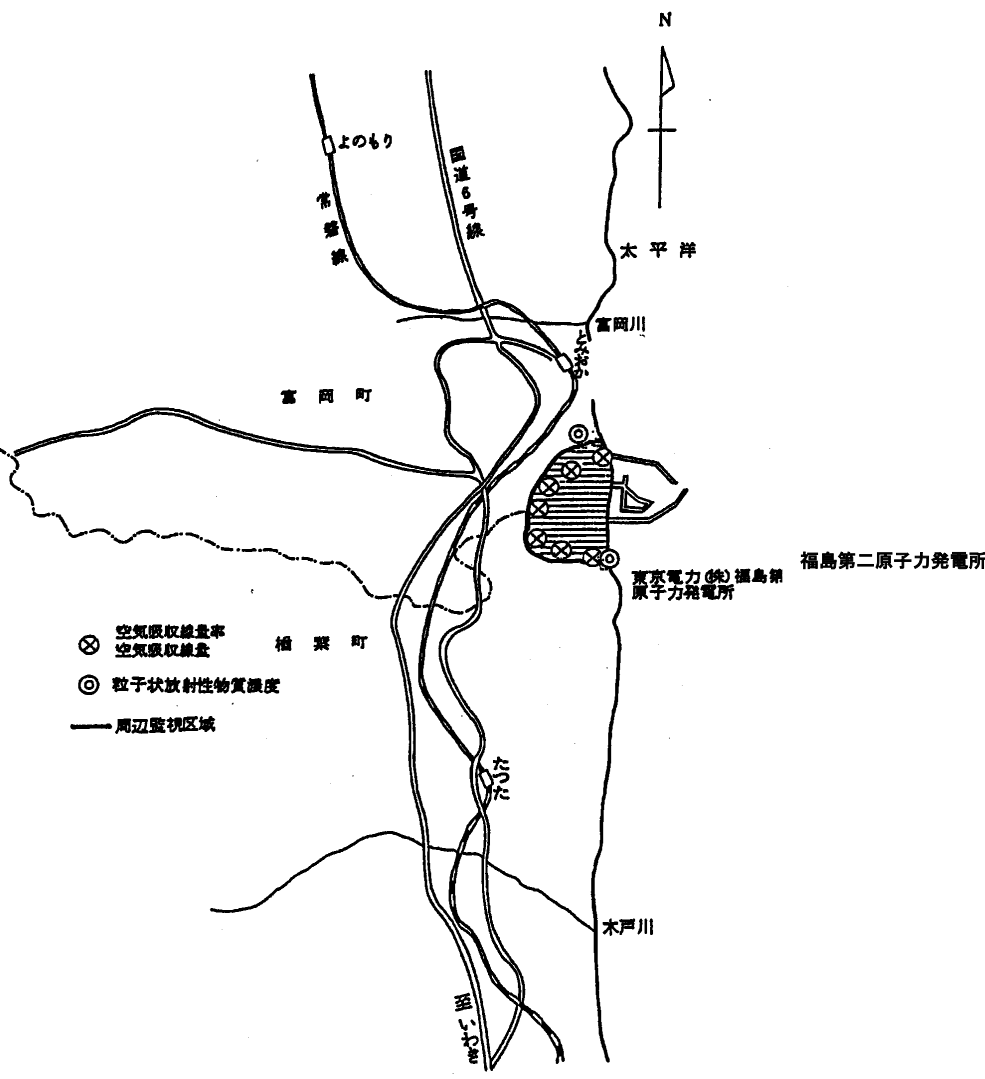
福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前			変 更 後			備 考																																																																																										
<p>表120-3※10</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.品質保証計画に関する以下の文書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条品質保証計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>2.JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>(2)教育、訓練、技能及び経験について該当する記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(3)業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(4)業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>(12)プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(13)業務に関するトレーサビリティの記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>(16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>(23)予防処置の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※10：表120-1又は表120-2を適用する場合は、本表を適用しない。</p>			記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間		1.品質保証計画に関する以下の文書			第3条品質保証計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	2.JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録			(中略)			(2)教育、訓練、技能及び経験について該当する記録	作成の都度	5年	(3)業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	(4)業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	(中略)			(12)プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録	作成の都度	5年	(13)業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	(中略)			(16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	(中略)			(23)予防処置の結果の記録	作成の都度	5年	<p>表120-3※8</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>2.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>(2)力量及び教育・訓練又はその他の措置について該当する記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(3)業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(4)業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>(12)プロセスの妥当性確認の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(13)業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>(16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>(23)未然防止処置の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※8：表120-1又は表120-2を適用する場合は、本表を適用しない。</p>			記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	1.品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書			第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	2.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			(中略)			(2)力量及び教育・訓練又はその他の措置について該当する記録	作成の都度	5年	(3)業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	(4)業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	(中略)			(12)プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	(13)業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	(中略)			(16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	(中略)			(23)未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																																																																																														
1.品質保証計画に関する以下の文書																																																																																																
第3条品質保証計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																																																																														
2.JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録																																																																																																
(中略)																																																																																																
(2)教育、訓練、技能及び経験について該当する記録	作成の都度	5年																																																																																														
(3)業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年																																																																																														
(4)業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年																																																																																														
(中略)																																																																																																
(12)プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録	作成の都度	5年																																																																																														
(13)業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年																																																																																														
(中略)																																																																																																
(16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年																																																																																														
(中略)																																																																																																
(23)予防処置の結果の記録	作成の都度	5年																																																																																														
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																																																																																														
1.品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書																																																																																																
第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																																																																														
2.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録																																																																																																
(中略)																																																																																																
(2)力量及び教育・訓練又はその他の措置について該当する記録	作成の都度	5年																																																																																														
(3)業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年																																																																																														
(4)業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年																																																																																														
(中略)																																																																																																
(12)プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年																																																																																														
(13)業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年																																																																																														
(中略)																																																																																																
(16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年																																																																																														
(中略)																																																																																																
(23)未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年																																																																																														






福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(報告) 第121条 各GM又は運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 (<u>第88条, 第89条</u>) (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 (<u>第101条</u>) (4) 実用炉規則<u>第134条第2号</u>から<u>第14号</u>に定める報告事象が生じた場合</p> <p>(中略)</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「<u>NM-51-11</u>トラブル等の報告マニュアル」による。 4. 第1項(1)に該当する場合は、「<u>NM-51-11</u>トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>(報告) 第121条 各GM又は運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 (<u>第89条, 第90条</u>) (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 (<u>第102条の2</u>) (4) 実用炉規則<u>第134条第2号</u>から<u>第14号</u>に定める報告事象が生じた場合</p> <p>(中略)</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「トラブル等の報告マニュアル」による。 4. 第1項(1)に該当する場合は、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成31年3月27日 原規規発第1903276号） （施行期日）</p> <p>第1条 この規定は、平成31年4月4日から施行する。</p> <p>2. 第101条図101については、空間放射性粒子濃度測定装置 No.1 の使用前検査合格日から適用することとし、これ以前の間は別図101-1による。</p> <p>別図101-1</p>  <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和 年 月 日 原規規発第 号） （施行期日）</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>(省略)</p>	

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">添付2 管 理 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第9.2条及び第9.3条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 管理区域※1</li> <li> 汚染のおそれのない管理区域</li> <li> 管理区域設定・解除予定エリア</li> </ul> <p>※1：第9.3条第1項（2）に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p style="text-align: center;">添付2 管 理 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第9.3条及び第9.4条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 管理区域※1</li> <li> 汚染のおそれのない管理区域</li> <li> 管理区域設定・解除予定エリア</li> </ul> <p>※1：第9.4条第1項（2）に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p>記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<div data-bbox="596 233 1196 348" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">                     添付2については核物質防護上の理由から公開しないこととしております。                 </div> <p style="text-align: center;">添付2 管 理 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第92条及び第93条関連)</p>	<div data-bbox="1872 233 2472 348" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">                     添付2については核物質防護上の理由から公開しないこととしております。                 </div> <p style="text-align: center;">添付2 管 理 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第93条及び第94条関連)</p>	<p>記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<div data-bbox="605 262 1205 373" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">                     添付3については核物質防護上の理由から公開しないこととしております。                 </div> <p style="text-align: center;">添付3 保 全 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第97条関連)</p>	<div data-bbox="1863 262 2463 373" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">                     添付3については核物質防護上の理由から公開しないこととしております。                 </div> <p style="text-align: center;">添付3 保 全 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第98条関連)</p>	<p>記載の適正化</p>



福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付4 <u>長期保守管理方針</u></p> <p>(<u>第107条の2</u> 関連)</p>	<p>添付4 <u>長期施設管理方針</u></p> <p>(<u>第107条の6</u> 関連)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前		変 更 後		備 考												
(1) 1号炉 <u>長期保守管理方針</u> (始期：平成24年4月20日，適用期間：10年間) <table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td><u>保守管理</u>の項目</td> <td>実施時期<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </table> (中略)		No.	<u>保守管理</u> の項目	実施時期 <sup>*1</sup>	(中略)			(1) 1号炉 <u>長期施設管理方針</u> (始期：平成24年4月20日，適用期間：10年間) <table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td><u>施設管理</u>の項目</td> <td>実施時期<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </table> (中略)		No.	<u>施設管理</u> の項目	実施時期 <sup>*1</sup>	(中略)			原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更
No.	<u>保守管理</u> の項目	実施時期 <sup>*1</sup>														
(中略)																
No.	<u>施設管理</u> の項目	実施時期 <sup>*1</sup>														
(中略)																
(2) 2号炉 <u>長期保守管理方針</u> (始期：平成26年2月3日，適用期間：10年間) <table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td><u>保守管理</u>の項目</td> <td>実施時期<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </table> (中略)		No.	<u>保守管理</u> の項目	実施時期 <sup>*1</sup>	(中略)			(2) 2号炉 <u>長期施設管理方針</u> (始期：平成26年2月3日，適用期間：10年間) <table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td><u>施設管理</u>の項目</td> <td>実施時期<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </table> (中略)		No.	<u>施設管理</u> の項目	実施時期 <sup>*1</sup>	(中略)			
No.	<u>保守管理</u> の項目	実施時期 <sup>*1</sup>														
(中略)																
No.	<u>施設管理</u> の項目	実施時期 <sup>*1</sup>														
(中略)																
(3) 3号炉 <u>長期保守管理方針</u> (始期：平成27年6月21日，適用期間：10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき <u>保守管理</u> の項目はなし。		(3) 3号炉 <u>長期施設管理方針</u> (始期：平成27年6月21日，適用期間：10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき <u>施設管理</u> の項目はなし。														
(4) 4号炉 <u>長期保守管理方針</u> (始期：平成29年8月25日，適用期間：10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき <u>保守管理</u> の項目はなし。		(4) 4号炉 <u>長期施設管理方針</u> (始期：平成29年8月25日，適用期間：10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき <u>施設管理</u> の項目はなし。														